

339.4
Sa66

買へる
恩給
郵便年金
佐野好雄著



3

0029744-000

339.4-Sa66ウ

買へる恩給・郵便年金

佐野好雄・著

厚生経済社

昭和17

ADJ

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第67条の規定に基づき、平成12年5月15日付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです

917

158

厚生經濟社社長 佐野好雄著

買へる郵便年金 全



便
年
金



+

+

+

339.4
SA66



便年金

厚生經濟社長 佐野好雄著



目次

緒言.....一

年金とはどんなものか.....五

郵便年金が創始されるまで.....七

一、年金思想の芽生え.....七

二、郵便年金のはじめ.....二一

郵便年金制度の特色.....二六

年金の必要性.....三二

一、養老年金について.....三四

二、定期年金について.....三九

三、貯蓄國策としての必要性.....三三

郵便年金制度の内容(種類).....四〇

一、即時終身年金.....四一

二、据置終身年金.....四三

三、保證期間附即時終身年金.....四五

四、保證期間附据置終身年金.....四八

五、定期年金.....五一

六、團體郵便年金.....五四

郵便年金制度の内容(其他).....五六

一、掛金.....五六

二、年金.....六〇

三、契約の変更.....六一

四、契約の解除.....六四

五、返還金と特別返還金.....六五

六、貸付.....六七

七、加入者保護の特典.....六九

投資としてみた郵便年金.....七一

917

153

はしがき

舊臘八日、竟に米英うつべしの日が、まいました。爾來、日を重ねること僅かに一ヶ月、然るに、新聞に、ラジオに、ニュース映畫に、日々われ／＼が見聞いたしてをりますあの皇軍の輝かしい戦果はどうでしょう。世界歴史は正に、この日から、一そう急速に轉回をはじめたのであります。このやうな未曾有の重大時局下に於きまして、われ／＼銃後國民は先づ第一に何を爲すべきでありませうか、本書は些かそれについて記述されたものであります。

十七、一、八

大詔奉戴日に當りて

著者

目次

緒言.....一

年金とはどんなものか.....五

郵便年金が創始されるまで.....七

一、年金思想の芽生え.....七

二、郵便年金のはじめ.....二

郵便年金制度の特色.....二六

年金の必要性.....三

一、養老年金について.....二四

二、定期年金について.....二九

三、貯蓄國策としての必要性.....三三

郵便年金制度の内容(種類).....四〇

一、即時終身年金.....四一

二、据置終身年金.....四三

三、保證期間附即時終身年金.....四五

四、保證期間附据置終身年金.....四八

五、定期年金.....五一

六、團體郵便年金.....五四

郵便年金制度の内容(其他).....五七

一、掛金.....五七

二、年金.....六〇

三、契約の變更.....六一

四、契約の解除.....六四

五、返還金と特別返還金.....六五

六、貸付.....六七

七、加入者保護の特典.....六九

投資としてみた郵便年金.....七一

- 一、國民貯蓄増強の緊要性……………七二
- 二、郵便年金の絶對有利性……………七四
- 三、一萬圓から得られる最大の年收は？……………八二
- 四、一萬圓の元利金は何年間使へる？……………八四
- 五、投資の過去、現在、將來……………八八
- 結 言……………九四

買へる 恩給 郵便年金

佐野好雄著



言

郵便年金が簡易保険の姉妹事業として、創始されましたのは、大正十五年のことです。ですから、郵便年金はもう十五年の歴史を有つてゐることになります。ところで、この十五年の間に、郵便年金はたいどれ位の發展成長をとげたかと申しますと、件數では大よそ八十萬件、年金額では八千萬圓を超へると云つた相當な業績を擧げてゐるのであります。この成績は世界第三位の成績であると謂はれてをりますが、この世界第三位たるや、これは決して、威張つていゝほどの成績ではないのであります。

試みに今、十人の人に向ひまして、郵便年金とはどんなものであるかと、質問して見ると

いたしますと、この十人中、八、九人は必ず答ができないであらうと思はれるのであります。われ／＼は、このあまりまだ世間に理解されてゐない郵便年金を、簡易保険のやうに、常識化したいと希ふものであります。一たい、郵便年金は何故に、簡易保険のやうに、國民の間に周知され、理解されないものでありましようか。

ご承知のやうに、郵便年金は簡易保険より十年おくらせて出發してゐるのであります。けれども、郵便年金の普及状態の低位さは、決して十年位の差ではありません。

これは何故であるかと云ひますと、他にも、いろ／＼な原因を指摘することが出来るのであります。根本的なことは、郵便年金の制度自體が日本の國民性に合はなかつたと云ふところにあつたやうであります。そこでこのことは、過去十三年の經驗の上に立ちまして、峻厳に批判反省されることになつたのであります。

その結果といたしまして、聖戰第三年目の昭和十四年に大改正が斷行されたのであります。この改正は、郵便年金十五年の歴史の中にあつて、特筆大書されていゝほどの事柄でありますので、こゝで一寸、その片鱗にふれて見ることにいたします。

郵便年金と云ふのは、若い内に、一時に、或は分割して掛金を拂込んで置きますと、五十

歳とか六十歳とか云ふ年齢になりましてから、ずつと終身間、定まつた年金額を受取ることの出来る保険の一種でありまして、平たく云へば、庶民の恩給制度のやうなものであります。が、改正前でありまして、加入者に萬一の場合があつても、遺族はあまり恩恵を受けられないことや、年齢が若くて貰へるやうな年金がなかつたことなどが、その缺點として擧げられるのであります。

親は子を養育し、子は親を養ふといふ、わが國古來の美風であります。家族制度は、これまでも年金の必要を排斥して來たのであります。が、こゝいつた畫期的な諸改正と、國民大衆の年金制度への理解、それは、子は親を養ふといふ美風は年金によつて決して破壊されはしない、否、むしろいよ／＼深められて行くものである。

即ち、今日のやうに複雑多岐な時代に於きまして子をして、ます／＼忠孝の道をはげまし、拔きんでしめるには、成るべく、親が子に重荷にならないやうにしてやること、いゝのだと云ふ風に理解して來るやうになつたのであります。が、この國民の理解とが相俟つて、だん／＼年金の必要性を認めてまいつたのであります。

かくして、郵便年金は漸く、軌道に乗つて來たのであります。が、そのことに就いてこゝ

でも一つ忘れてはならない大切なことがあるのであります。それは、何かと云ひますと、聖戦に對する國民の覺悟と理解であります。日本國民の優秀な理解力は、銃後の國民も戦線にある將兵と同じ覺悟をもつて、困難にたへ、不自由を忍び、貯蓄報國に邁進すべきであるといふことを認識し、之を實踐に移したことであります。

郵便年金も亦、このやうな理由で簡易保険と同様に、事變勃發以來、ことに昭和十四年に於ける改正以降はことさらに、驚異的な業績をあげてまいつたのであります。乍併、これを簡易保険に較べて見ます時、途なほ遠しといつた氣持がするのであります。

用紙の使用制限が厳しい今日、敢てこの一書を公にいたします所以は、長期貯蓄として最適の郵便年金を、簡易保険のやうに大衆化し、常識化したいといふ希求に他ならないのであります。

年金とはどんなものか

こゝでいふ年金とは年金保険のことですが、さて、年金保険と申しますと、判つたやうで、案外お判りにならない方が多いやうであります。

これを、碎いてご説明申しますと、『自分でお金を出して恩給を買ふやうな制度』が、年金保険なのであります。

少し詳しく説明いたしますと、年金保険も生命保険の一種なのであります。普通に生命保険といふものは、亡くなつた場合に豫め契約した保険金を支拂ふ死亡保険（簡易保険では、これを終身保険と呼んでおります）と、ある年數だけ生きてゐた場合に豫め契約した保険金を支拂ふ生存保険と、ある年數生存した場合も其の間に死亡した場合も、どちらでも豫め契約した保険金を支拂ふ混合保険（簡易保険では、養老保険とよんでおります。小兒保険も混合保険であります）との三種に區別せられますが、年金保険は、この二番目の生存保険の一種でありまして、加入した人が生存してゐる間年々一定の保険金（年金）を支拂ふといふ仕

組のものであります。この支拂の點に於きましては、恩給と全く同じであります。年金保険では、それを受け取る人が豫め定つた掛金（保険料）を拂込んでおかなければならないと云ふところに恩給との相違があります。保険學的に申しますと「保険金を年金に分割して支拂ふ保険」の一種なのであります。

郵便年金法によりますと、「郵便年金契約ハ政府カ契約者又ハ第三者ノ生存ニ關シテ其ノ者ニ年金ヲ支拂フヘキコトヲ約シ契約者カ對價トシテ政府ニ掛金ヲ拂込ムヘキコトヲ約スルモノトス」とありますが、この法文の通り、郵便年金とは、契約者が掛金の拂込をする代りに政府が、年金を受取る人の生存中（尤も保證期間附の年金は、保證期間中に限り受取人が死亡してもその遺族に引續いて）、その掛金の元利金から定期的に定つた金額を支拂ふ契約なのであります。また、郵便年金を経済的にみますと、年をとつて働く力が衰へてからの經濟上の不安に對處するために必要な費用を豫め備へておく目的で大勢の人が共同して危険を負擔し合ひ、お互に扶け合ふ組織であります。

然し、難かしい理屈は兎もあれ、お金を出して買ふことの出来る恩給、庶民の恩給、國民恩給と解釋するのが、一番手つ取り早くて判り易い、郵便年金の説明であります。

郵便年金が創始されるまで

一 年金思想の芽ばえ

年金とか年金保険とかいふ言葉は耳新しいやうですが、その思想のはじまりは決して新しいものではありません。アツシリヤやバビロニヤの銀行業者が年金を取扱つてゐたといふ説さへあるくらいであります。唯、現在のそれと違ふところは、高級な保険數理にもとづく科學的な經營でなく、主として資金を蒐めることが主な目的で計畫されたものであつたこととあります。君主が家來に恩賞とか慈善の意味で定つたお金や穀物などを年々與へたのが、今日の恩給制度のはじまりであるといはれておりますが、これなども年金思想の源と考へることができるのであります。

アツシリヤ、バビロニヤのむかしはさておき、羅馬時代にも年金制度は相當行はれてゐたやうであります。恰度、第八世紀のころになります。寺院の一事業としてこの制度が行は

れてゐます。其の後起つた利息禁止論のために、この事業は一時衰へてをります。處が第十五世紀の末葉頃から伊太利に、モンテス、ピエタチスと云ふ慈善金庫と云つたやうな制度が始められてゐますが、これは庶民に無利子で金錢を貸付けることを主な目的とする事業でありまして、當時下級民が猶太人の高利貸のため苦しめられてゐたのを、救済する目的で考へ出されたものであります。そのお金を貸す方法は、擔保として借り主の所有品を取り、若し返済しなければ勝手にこれを處分するのであります。併し此の事業を營むには澤山の資本が要るので、その資本をあつめる方法として、一定の期間（多くは十八年間）毎年一定の資金をモンテスへ拂込み、途中で止めないで最後まで續けた者には元金の十倍までを返へし、その代り若し期間の途中で死亡した場合には全然その金を返へさない、と云ふ方法を考へ出したのであります。これが今日の生存保険の始めでありまして、又年金保険の發達にも多大の關係があるのであります。このモンテス、ピエタチスは最初下級民が高利貸のために苦しんでゐるのを救ふ目的で始められたのであります。寺院が財政に苦しくなつてくると、これを財政上に利用するやうになり、伊太利の諸都市もこれを真似るやうになつたのであります。モンテス、ピエタチスの制度からヒントを得て、獨逸ニュルンベルクの市長ホルツシユエ

ルが強制据置金制度を考へ出し、又、ストラスブルクではオブレヒトと云ふ人が、これに類似の任意据置金制度を考へ出しましたが、この方法は實行に至らなかつたのであります。オブレヒトと殆ど同じ時代に、伊太利ナポリの醫師トンチイは前に述べた二人の考案を參考として、一種の年金制度を創案致しました。この制度は、彼が佛蘭西に招聘せられた後政府に献案したものであります。一六八九年に始めて佛蘭西で行はれ、その後歐洲各國に實施せられた一種の公債年金制度でありまして、トンチイ法として知られております。つまり年金の應募者が一定の資金を政府へ拂込むと、政府は毎年集まつた資金總額に對する利子を年金として支拂ひ、年金受取人が死亡するとそれ以後の利子は生残つた者に年金として分配されるのであります。加入者が年々死亡して行くと生残つた者の受取る金額は次第に増加し、遂には最後の生存者は全利子に相當する年金を受取ることになるのであります。

これ等の制度は單純であるため容易に行はれましたが、少しも人類の生死に關する數理的基礎に依らず、主として寺院や政府の財政々策として案出せられたもので不合理な點が多く、そのため永續するには至りませんでした。

年金制度が、今日のやうに人類の生死に關する數理統計を基礎とした合理的な保險制度へ

の進化の端緒をひらいたのは、和蘭の大政治家であり、又、大學者であるヨハン・デ・ウィットであります。ウィットは當時盛に論議せられた「偶然」に關する學說、即ち蓋然率論を人類の生死の研究に應用し、一六七一年（我が國では靈元天皇の御代、延寶年間、徳川四代將軍家綱の治世にあたります）生死數理統計に基く年金額に關する調査書を政府へ提出したのであります。

生死に關する數理統計の完成に大なる貢獻をしたのは彼のハレー慧星で有名な星學者ハレーでありまして、彼の研究によりこの學問は長足の進歩をとげ、その學理は當時行詰りの状態であつた友愛組合の年金事業に應用せられ、漸く科學的な制度としての第一歩を踏み出すことになつたのであります。その後、産業革命を経て資本主義の時代に入るに及んで、年金制度の數理的基礎も確立されまして、資本主義的な經營方法によつて年金事業が經營せられるやうになつたのであります。そしてこれまでは養老制度としてよりも、寧ろ投機的な財産利殖方法として發達してきた年金制度も、産業革命以後は漸く深刻の度を加へてきた養老問題に對する最も合理的な對策として迎へられるやうになり、遂に今日の如く養老施設として廣く各國に於て行はれるやうになつたのであります。

二 郵便年金のはじめ

我が國では、むかしから一家團欒して、老幼を扶養する家族制度の美風が、深く浸潤してゐたので、老後の生活をどうするか、といふやうな養老問題は殆んどおこらなかつたのであります。ところが、明治維新以來の、謂はゆる文明開化の風が、外國の文明と一緒に、それに伴ふ經濟制度、社會思想などをドン／＼と持ちこんで來たのであります。その爲め我が國の家族制度にも漸次、いろ／＼な影響を與へられるに至り、それまでは殆んど考慮の必要がなかつた養老問題が大きくクローズアップされて來るに至りました。然し、これ等に對する我が國の對策とか設備は残念乍ら、充分とはいへない状態であつたのであります。そこで適切な對策を求める要望が早天に慈雨を求めるやうに切となつたのであります。

むかしから、一時的な救恤を行つてゐた例はありますが、永續的な國家施設として救濟が行はれるに至つたのは、明治七年に太政官布告で「恤救規則」が制定されて以來のことです。然し、その救濟範圍は甚だ狭いもので、極貧、獨身、七十歳以上、重病又は老衰で産業を營むことのできない者等の條件が備はつてゐなくてはいけないといふ程度のものであ

りました。

その後、社會政策的な施設が行はれ出した大正年間を過ぎ、昭和四年に至つて現行の救護法が公布せられ昭和七年五月から施行されたのでありますが、これによつて、『貧困ノ爲生活スルコト能ハサル六十五歳以上ノ老衰者』は市町村長から救護されることとなり救済の範圍は幾分擴張されたのであります。然し乍ら、その適用範圍もまだ、狭いもので、經費にも限りがありますからこれだけで養老問題解決の鍵と爲し得ないことは勿論であります。

この他の養老施設としては、全国各地に養老院、養育院其の他の救済機關があることはあります。これ又、經費、設備などの點から推して充分の効果は期し難いのであります。然も、これ等の恩惠的な施設に頼り得るのは、特殊な極貧老衰者だけでありまして、いはば人生の敗殘者が社會の寄生虫となつて、世の人の恵みに甘んじて餘生を保たうといふのでありますから、人間的に考へても誠に屈辱的であるばかりでなく、その生活も僅かに生存するといふ程度に過ぎないであらうことは想像に難くありません。

養老問題の眞の解決は、救護法の適用範圍の擴張や、養老院の完備などではなく、寧ろこれ等の施設が無くとも安穩に老後を過せるやうな老人たちの樂土を建設することにあるので

あります。例へば、軍人や官吏などのやうに恩給制度が國民全部に及ぼされてゐるとしたならば、問題はないのであります。現行の恩給法だけに就て考へても、經費や何かの關係から再研討を加へられやうとしてゐる現状では、こんな理想論はどうにもなりません。また一方、労働者、年金保險や船員保險などの社會立法があるとは申し乍ら、これは國民の誰もが加入出来るものではありませんし、その受取る年金額も、全加入期間の平均標準報酬額の四分の一程度に制限を加へられてゐるのであります。一般國民としては、矢張り、自分の力で自分の老後の爲めに用意することが最善であり、また社會の爲めにも望ましいわけであり、このやうな意味から恩給制度に似た、そして國民の任意加入が出来る自助的な年金制度として、郵便年金が創設されたのであります。又、船員保險や労働者年金保險の加入者にしても、その受ける年金額は、前に申しました通り僅かなのでありますから、眞に安穩な老後の生活を想へば矢張り或る程度は郵便年金によつて、その不足を補ふやうに考へておく必要があるのであります。

郵便年金は、既に諸外國で實施され、その効果に見る可きものゝあつた年金保險制度に着眼した政府が、我が國情を基調として、諸外國の長を採り短を捨て、大正五年から實施した

制度であります。その後、昭和十四年に至つて、滿洲事件、支那事變以來急激に變化した社會經濟情勢に對應するため、それまでの經驗の上に立ち、嚴正な反省をいたしまして、缺點を補ひその内容を擴充し保證期間即時終身年金、保證期間附据置終身年金、團體郵便年金、定期年金など四つの新しい種類の年金を創設して今日に至つたのであります。

この内、定期年金は、從來の郵便年金が四十歳以上を年金支拂開始年齢とする終身年金のみで、老後の生活安定を目的とするものであつたところから劃期的に飛躍し、第二の國民となる人的資源の培養を目的とする教育年金として設けられたもので、そこに社會の進運のあがみられるのであります。定期年金に就ての詳細は、何れ項を改めて申しあげることにして、以下少しく、我が國に於ける郵便年金の歴史に就て申しあげませう。

◇

◇

◇

我が國で年金制度を實施しようとする議論は日清戰爭の終つた頃から起つたのであります。明治三十五年、郵便貯金法を制定した當時も、其の一部に簡易生命保險と郵便年金に關する條文が加へられようとしたのであります。時期尙早と云ふやうな議論もあつて中止になつてをります。その後、逓信省で、簡易保險と一緒に郵便年金を實施する目的で、その調査を

進めてゐたのであります。種々の事情のため大正五年十月、先づ簡易保險だけ實施せられることになつたのであります。簡易保險が實施せられた後も、郵便年金を簡易保險の附帶事業として將來實施しようといふので、逓信省で絶えずその調査を進めてゐたのであります。第一次歐洲戰爭を一轉機として、我が國でも養老問題は他の社會問題と共に、急激に深刻の度を加へてまいりましたので、大正十二年に至り郵便年金制度の實施を斷行しようとの議が起りまして、法律案までが起草せられたのであります。これは内閣の更迭があつたため審議を中止され、懸案として持越されることになつたのであります。ところが、その後、社會經濟狀態の移り變りと共に、養老問題は愈々深刻化し、老後の生活安定に役立つ經濟的施設が是非とも必要であるといふことになり、最早漫然と放置しておくことを許さなくなりましたので、大正十四年十一月に至りまして、多年にわたる調査研究の結果を基礎として法案を作成し、翌十五年二月、第五十二回帝國議會に提出いたしました。遂に兩院の通過を見、同年十月一日姉妹事業である簡易保險實施の日から、十年遅れて茲に郵便年金は實施されることになつたのであります。その後の制度の擴充發展に就きましては前に述べた通りであります。

郵便年金制度の特色

郵便年金は既に御承知の通り、外國で實施せられてゐた年金保險の長を採り、日本的に調整して、これを官營として經營するやうになつたものであります。郵便年金と稱へるのは、郵便局で取扱ふといふので、解り易く、誰にでも親しみやすい名稱を選択したのであります。政府がこれを經營するのは、主として中産階級以下の生活安定策として適當なので、一層此の効果を充實増進せしめる爲め、自ら經營の衝に當つてゐるのであります。その特色は次の通りであります。

一、官 營

國家がこの事業を經營するか、民間會社が經營するかに依つて、年金の種類や内容に差がある譯はありませんが、事業を創設いたしました趣旨やその結果に就きましては、矢張り、意味があるのであります。民間で事業を經營する場合には、其の目的は主として營利にあるのであります。郵便年金は全然營利を目的としない純然たる社會政策的の意

味の防貧制度でありますから、絶対基礎が鞏固で、しかも、既設の機關を利用して經濟的に經營し得られるといふ便宜を考慮し、これを官營として、全國にあを郵便局を業務執行機關として普及利用を計つておるのであります。

郵便年金事業の經營を實際に掌る官廳は厚生省と逓信省でありまして、厚生省では、事業の管理、契約の締結、原簿類の保管、掛金の收納、積立金の運用等を主掌し、逓信省では、契約の募集、奨励、維持等にあたつてゐるのであります。尙、この事業は官營ではありませんが、簡易保險と違つて政府の獨占事業ではありません。

二、社會政策的趣旨

この制度は中産階級以下の者が年とつてから後、所得能力を失つても確實に一定の收入を得させ、或は、第二の國民の育成を助長し、その生活を保護する趣旨から制定せられたものでありますから、年金額は中産階級以下の生活費等を標準として最高年額を二千四百圓に制限し、また、加入者の利益を増進し間接にこれを補助する爲め、既設の機關である郵便局を利用して經營費を節約する他、印紙税や郵便料の免除などの特典があります。

三、年金制度の弊害を避ける制度を採用

年金保険制度の弊害の主なもの、安逸徒食の風を助成し國民を保守退嬰に傾かしめる點であります。郵便年金はこの弊害を避けるため、活動能力がある年齢では年金を支拂はない事にしてあるのであります。普通の場合、年金支拂の開始を五十歳以後に限り、特殊の必要がある即時年金でも之を四十歳以上と限定し、寡婦とか廢疾者に限つて二十歳から支拂開始のものを認めてゐるのであります。つまり、壯年時代でも特別の事情で全く所得能力を失ふ場合もありますが、一般的には國民の活動能力は五十歳前後から次第に減退するのでありますから、壯年者が年金に依つて衣食し安逸を貪るやうなことの無いやうに、この程度の制限を加へてゐるのであります。尙、年金を受取る人と生存を條件とする人(被保險者)とは必ず同一人であることを必要としてあります。これは長壽しそうな他人の生存を條件として年金を獲得しやうとするが如き行爲を防遏するやうに規定してゐるのであります。また、年金を受取る権利は讓渡することが禁じられてゐるのであります。これ又、同じ理由によるのであります。

四、年金受取人の利益保護

この制度は中産階級以下の人々が所得の一部をさいて將來の生活安定を圖り、或は會社工場等の使用主が使用人優遇の道として、永年の勤続者に對して老後の生活を保證する意味に於て、利用する等のため制定せられたものでありますから、年金を受取る人の権利を充分に保護し、容易に變動しないものとする必要があります。この意味で、年金を支拂開始の後は契約を解除し得ないこと、年金や返還金、特別返還金を受取る権利は讓渡することを得ないこと、最少限度に生活費として必要な年金額は差押を爲し得ないこと、年金受取人を返還金受取人としたときはこれを變更し得ないこと等の制限規定を置いてあります。尙、契約の繼續維持を容易ならしめる爲め、掛金の拂込能力のない場合もこれを失効としないで拂濟契約とし、境遇の變化に應じて、契約の變更を認め、又、貸付制度を設けて不時の金融の途を計るなど、加入者の保護に充分意を注いでゐるのであります。

五、特別會計制度

この制度は、既設機關の利用、印紙税、郵便料の免除等に依つて事業費を節約して、出来るだけ利用者を保護しやうとする趣旨で創始せられたものでありますから、その收

支計算は政府の一般会計とは全然別のものとして、一般財政上の影響をうけず、剰餘金があれば事業の發達、加入者の利益のためだけに使用することにしてあります。従つて其の會計組織に於きましても、自給自足の純然たる相互扶助組織となつておりますが、萬一この會計に年金の支拂上不足を生じたやうな場合は、一般会計からの繰入金又は借入金で處理することになつております。斯様に、特別會計制度に依りまして加入者の利益は充分保護せられてゐるのであります。

年金の必要性

藥取り始皇待てども暮せども、と云ふ古い川柳があります。これは支那四千年の歴史中でも、一流の帝王と傳へられてゐる秦の始皇が、不老不死の仙藥を求めするために、その臣、徐福を東海の島へ使せしめたが、遂に徒勞に終つたといふ故事を冷笑した句であります。然し考へてみると始皇の氣持にもなか／＼簡単に笑殺できない人間的なものがあるのであります。人間の慾望の内何が強いといつても、生きやうとする慾望ぐらゐ強いものはあります。これは洋の東西、古今を問はない人類の本能であります。人生を楽しく暮さう。何時までも老衰しないで青春でありたい、とは誰しも希ふところであります。然し乍ら、勢威四百餘州に竝ぶものなき始皇の威力を以てしても、歡樂つきての哀愁を拒ぐ術はなく、竟に不老不死の藥は得られなかつたのであります。平相國の威力を以てしても西山に傾いた夕陽を呼び戻すことは不可能だつたのであります。わたし共は斯様な不可能な夢を逐はず、あくまでも現實の問題として、來たる可き老境に對處する聰明な途を考へる必要があるのであります。

たとへ愛する子女があるとしても、老後をその孝養だけに託することは、職業戦線に於ける子女の活動力を鈍らせその活躍の手枷足枷となる譯でありますから、決して子女を愛する途ではありません。思慮ある人々は、青壯年の間に豫め準備して老後の生活を託するに足る確固たる地盤を自分の力で築いておくべきであります。

人間が生きてゐる以上、必ず衣食住の生活費が必要です。生きてゐて生活費が得られないとしたならば、これ以上悲惨なことはありません。この生活費を保證して、斯様な心配から脱れさせてくれるのが郵便年金であります。

どこの國でも、年齢別に人口の構成をみますと、老人や子供は少く、青壯年が多いのであります。これを圖にしてみますと大體に於てピラミット型になるのであります。假りに、我が國に例をとつてみますと、尖つた頂上のところは六十歳以上の老人で七パーセント、中途あたりの十五歳から五十九歳までの生産的階層の青壯年が一番多くて五十五パーセント、底部が十四歳以下の幼少年で三十八パーセントといふことになりました。この三角の中途あたりの、謂はゆる生産的階層が充實してゐれば、それだけ一國の勞働力、生産力が多い譯であります。反對に老人や子供等の不生産的階層が多ければ、それらの人々を生活させる爲め

に、それだけ生産的階層にある人々の負擔が重くなるのであります。不生産的階層の多い寡いが一國の隆替に如何なる關係を持つかといふことは、よく人口問題で引合に出されるアイランドや、都市の犠牲になつた曾ての農村などの産業經濟の狀態がどうであつたかによつてお判りのことと思ひます。とは申し乍ら、現在は不生産的階層にあつて青壯年階級に負擔をかけてゐる老人達も、曾ては社會の働き手として相當に貢献した人々でありますから、現實に負擔をかけられてゐるとしても白眼視する譯にはまゐりません。稚い子供達は、將來の大日本帝國を双肩に擔ふ第二の國民でありますから、愛育して將來を期せしめなくてはなりません。この二つの不生産的階層の人々を、現在の生産的階層の負擔たらしめずして、或は最少限度の負擔で楽しく安穩に生活せしめる方法如何といふ風に考へてまいります時、郵便年金の存在は國家的にみて甚だ大であると申さなければなりません。幼い子供達は父母の愛情に頼らなければ生活していけないものでありますから已むを得ないといはしませんが、將來の老齡者はその壯年時代に、自分の力で老後の備をしておいて、國民全部乃至は自分の家族の負擔を重くしないやうに、努めておく義務があるのであります。

一 養老年金について

これは外國での調査でありますが、二十五歳の健康な普通の人百人が、六十五歳になる頃には、其の中三十六人は最早亡くなつてをり、五十四人は他人の庇護でどうやらその日を過し、五人は自分の勞働で辛うじてその日の生活を支へ、残りの僅か五人丈けが中流以上の生活をしてゐるといふことであります。これに依つてみても人間の運命が如何に不安なものであるか、窺はれます。勿論、以上は外國の例でありまして、國情を異にし、家族制度の美風がある我が國に其のまゝあてはまるものではありません。が、我が國の大家族制度と雖も残念乍ら昔日と同一ではないのであります。

家族は、精神的にも經濟的にもびつたりと結合し、一團となつてゐるのであります。其の成立には、血族關係の他に相共に家業に従事し、同居し、又、財産に就きましても共有の考へが必要であります。これと反對に、家族が各々異つた職業に従事し、別居して獨立の生活を営むやうな場合には、經濟生活はいくつにも別れ、各々獨立したものとなるのであります。むかしは、親の業を子供が承け継ぎ、士農工商みな家の業として相傳へ、親子同居して

一體となつてゐたのであります。然し乍ら、近世に至つて産業組織が發達するに従ひまして、何れの産業も大企業を中心として活動するやうになりましたため、家の業として相繼ぐことのできるのは、僅かに農商業等一部の職業に限られるやうになつたのであります。そして大部分は、親子の職業がちがひ、従つて家族の經濟も異るといふ風に、むかしからの家族制度も變つて來たのであります。が、單にそればかりでなく、教育の發達に伴れまして、職業に就く年齢や生活上獨立し得る年齢や結婚する年齢が非常に遅れてまいりまして、親が子供を養育する期間は大變長くなり、それだけ親が子供から孝養を盡される時期は短くなつて來たのであります。昔は十六歳で元服し、二十歳前後には親の業を繼ぎ、親は五十歳前後には隱居して子供に養はれるといふやうな時代もあつたのであります。今日では相當の年齢にならなければ獨立して自活することさへ難かしいのであります。況んや家業を異にし、住居を別にし、經濟を異にする場合は一層困難になつて來るのであります。斯様な状態でありますから、老後の生活を從來の家族制度のみに委ねてゐては甚だ不安心であります。

老後の備へとしては、必ずしも郵便年金に頼らないでも、貯金、養老保險、動産や不動産の所有など、いろ／＼な對策があります。然し、これらの方法は、どんなに長壽を保たれる

かわからない不確定な期間の必要額に充てるにはどうしても不十分であります。動産や不動産の所有には、その利殖に相當の知識が必要であります。それに時としては投機的なこともあり、時としては災害の危険も伴ひますから安全とは云ひ切れません。貯金も確實な用途の爲めに、一定のお金を貯めるには結構であります。融通し易いものでありますから、兎角中途で費ひ易いのであります。

外國の保險會社で調査したところによりますと、千人の中、十年後まで銀行預金を繼續してゐたものは僅か三十人に過ぎなかつたのであります。十五年後までも保險を繼續してゐたものは六百五十人もあつたさうであります。又一時に支拂をうけた保險金を何年間に亘つて利用したかを見ますと最も長いもので七年間ださうであります。かういふところから見ても、貯金とか、保險とか、長い間の生活を保障するといふ點から觀れば不十分であることが判ります。例へば、或る人が一定のお金を一生の間、毎年同じ額づゝ分けて、長い間の生活費に振向けようとする場合、その人は將來何年間生きるかの見當がつきませんから、大略の見當で割當てゝ行つたとします。ところが、豈はからんや、その人は元利金が無くなつて生活に支障をかもす頃までも餘生を保つてゐたと云ふ様な場合が起つて來ます。これに反

して郵便年金に加入してをきますと、多數人の協力といふことによつて、最も少ない犠牲で、一生涯の生活の安定を圖ることが出來るといふことになりました。これが貯蓄、養老保險、その他の制度の到底及びがたい年金の特長であります。

資本の集中が旺になり、企業組織が大規模になるに従ひまして、俸給で衣食する勤勞生活者はだん／＼ふへてまわります。しかも其の産業經營上に高度の組織化、機械化が行はれます結果、注意力や體力を必要とする度合も増してまわります。それがために、身體の弱いものや、年を老つたものは激務に堪へられないやうになり、又會社工場でも好んで若い者を使ひ、老年者を避けたがる傾向を生じます。かういつた理由から、老年者が仕事に就く範圍が縮少され、老年者の就職の割合は年々減つて行きつゝあります。これは事變少し前の調査であります。就職を續けることが出來る年齢は、次の數字が示すやうに男子の有業者全部を平均して凡そ十六歳から五十五歳迄で、就中鑛業、工業、交通業、公務自由業等では、その就職可能年齢は凡そ五十歳前後に止つてゐるのであります。

| | |
|-------|---------|
| 農 | 業 |
| 一七・六四 | — 五九・五七 |
| 商 | 業 |
| 一六・八七 | — 五五・九三 |

| | |
|-------|-------------|
| 工 業 | 一四・六一—四九・七九 |
| 公務自由業 | 一六・七〇—五二・九〇 |
| 家事使用人 | 二六・九一—六五・八九 |
| 水 産 業 | 一六・〇八—五四・九二 |
| 鑛 業 | 一六・四九—四八・三一 |
| 交 通 業 | 一六・七五—四九・〇五 |
| 其他有業者 | 二〇・八六—五八・九五 |

我が國民は平均して五十五歳に於きましても、男子は十五年、女子は十八年といふ相當に長い餘命をもつて居るのであります。而も五十五歳以上の人は内地だけに就いて見ましても、約七百五十萬人に達してをるのであります。衛生思想や保健設備の進歩發達に伴ひまして、國民の平均壽命はだん／＼延びてゆき、人口に對する老年者の割合は増しつゝあります。かやうに老年者の數が増加しつゝあるのに反しまして、老年者の就職出來る割合は逆に減りつゝある傾向を示してゐるのでありますから、この意味に於て老年者の地位は一層不安を加へつゝあると謂ふことが出來るのであります。我が國の人口中、六十歳以上のものは、四百六

十萬人以上で、その七割五分までのものは他人の力に縋つて生きてゐるといふことであります。是等の人々が、自分の力で生活することが出來ましたならば、全國民の負擔は甚だしく減ることでありませう。國民は國家の繁榮を圖るためにも、子孫の負擔を軽くするためにも、又自分が安心して生涯を送るためにも、老後の準備といふことを怠つてはなりません。それには郵便年金を利用することが最も賢明な、そして安全な方法であります。

二 定期年金について

ある統計によりますと、百萬人の人の中で大成者となつた人は六千三百三十人ださうであります。その人達の教育程度を調べてみますと、

| | |
|-------------|-------|
| 高等教育を受けた人 | 五七〇〇人 |
| 中等教育を受け受けた人 | 六〇〇人 |
| 初等教育を受けた人 | 二四人 |
| 全然學校教育のない人 | 六人 |

といふ結果になるさうであります。この簡単な數字をみたゞけでも、教育の價値が充分にお

判りのことゝ思ひます。勿論、大學を卒業した人が皆成功者となるわけではありませんし、教育の程度の低い人が全部社會の落伍者となるのではありませんが、成功者といはれる人の九十三パーセント以上が高等教育を卒へた人であることは何としても教育の價値を裏書するものであります。

こゝに一步を譲つて、何千人何萬人に一人か二人の成功者などと云ふ範圍に入らない方面をみましても、矢張り教育の價値は數字となつて現れてくるのであります。各種の學校を出て直後の初任給料を調べてみませう。

| | | |
|------------|-----|-----|
| 大學卒業者 | 技術者 | 八五圓 |
| | 事務者 | 七五圓 |
| 專門學校卒業者 | 技術者 | 七〇圓 |
| | 事務者 | 六〇圓 |
| 中等學校卒業者 | | 四二圓 |
| 國民學校高等科卒業者 | | 二四圓 |

申すまでもなく、人間の價値などと申すものは、月給の多い寡いによつて定まるものでは

ありませんが、斯様な結果を示しておりますことは、結局、教育のある人間の方が有用な材として社會から認められてゐるからであります。皇軍が強い、日本の兵隊が強い、といはれておりますのは、固より御稜威の致すところでありますが、一面、我が日本が世界で一番に初等教育が普及發達してゐて、軍隊の中に無學文盲の者が一人もゐない、それに軍隊の幹部の兵隊に對する教育が非常に優れてゐるからであるといはれてゐます。若し、教育の標準がもう一段あがつたら、日本の軍隊は強いが上に更らに精強になることゝ思はれます。

斯様に考へますとき、愛する子供を教育するといふことは、親としての義務とか、子供の將來の爲めとかいふ個人的な立場を離れて、國家への御奉公ともなるのであります。

然し乍ら、子供を一人前に教育するには、親としての深い愛情の他に、相當多額なお金が必要なのであります。高等學校から大學を出すには、事變前の物價が安いころでさへ、自宅から通學して三千圓、下宿からの場合は五千圓以上かゝると言はれておりました。これだけのお金を在學中に支出することは、その家庭の經濟狀況にもよりますが、どこのお家庭でも決して樂ではなく、相當な負擔であると申すべきであります。ですからこれはどうしても、お小さいときから準備をしてをくだけの聰明さが必要であります。

學資を安全に貯へる方法としては、定期年金の他にも、貯金・信託・保険などといろ／＼な制度がありますが、前の項でも申しましたやうな一長一短がありまして、どうしても、その爲めに出来てゐる定期年金とは比較にならないのであります。

愛するお子様の爲めに、將また、これからの大日本帝國を背負つてたつ第二の國民の爲めに、お誕生日の記念に、國民學校へ入學の記念に、或は中學校女學校の入學試験の難關突破のお祝に、と言ふやうな機會に定期年金に入つておかれれば、お子様方は確實に政府から年金を支拂はれ、これを學資として、御家庭の經濟に萬一の變動があつたと致しましても、それに關係なく安んじて學業に精勵せられ將來の大成を期することが出来るのであります。帝國大學の調査によりますと、折角、帝大に入學の榮冠を獲得し乍ら雄圖空しく坐折し、途中退學する者の七三パーセント以上ですが、退學の原因は學資不足からださうであります。こんな理由であたら秀才を地に朽ちさせることは、國家的に考へても、個人的に考へても、惜しみてもなほ餘りあるところであります。斯様なことは定期年金制度の普及によつて簡単に救済できる問題でありますから、切に御理解に訴へたい次第であります。定期年金には、掛金を一時に纏めて拂込んでおく方法もありますし、毎月、又は半年毎に、あるひは一年毎にとい

ふやうに分けて少しづつ拂込む方法もありますから、一時に纏つた収入のあつた場合これを振り向けることも結構ですが、定期的な収入から掛けていくこともできるのであります。その他、この年金は學資年金としての他に、お子様が成人して獨立の生計を樹てられたり、或は結婚後の、暫くの間の家計補助に利用する途もあります。殊に名譽の戦死者の遺兒の爲めに特別賜金で加入しておいてその育成資金とせられることなどは最も適當な途であります。

三 貯蓄國策としての必要性

前の二つの項では、終身年金にしても定期年金にしても、主として個人的な方面からの必要性つまり、平常時の貯蓄策としての効用に就て述べてまわりました。ところが、郵便年金には、國民生活の安定向上を計ると云ふ本來の目的の他に、加入者が拂込んだ掛金を積立て置き、國債、地方債の購入や生産力擴充に要する資金とか社會公共事業の發達助長などの爲めに必要な資金の貸付を行つたりして、國家社會の進運に多大の貢獻をしてゐるといふ一面の特長があるのであります。凡て生命保險事業には積立金といふものがありまして、拂込まれた掛金（保険料）の大半を積立てておいて、將來年金（保險金）の支拂に充てる時まで、

これを運用利殖することが経営上必要なであります。生存保険の一種である郵便年金も、他の保険事業と同じやうにその積立金を運用利殖することが必要なであります。その運用にあたりましては、加入者全体の利益を考慮し、國家財政の方針や事業經營の安全といふことを念頭において、有利確實に運用してゐるのであります。それで現在では、その積立金の放資状況はどんなになつてゐるかと申しますと、保険院の發表によりますと、

郵便年金資金放資状況

(昭和十六年十月末現在)(圓以下省略)

| 放資種目 | 積立金 | 餘裕金 | 計 | 割合 |
|------------|--------------------------|-------------------------|--------------------------|-------|
| 一、公共團體放資 | 103,038,126 ^圓 | 44,270,332 ^圓 | 147,308,458 ^圓 | 44.2% |
| 證書貸付 | 6,333,740 | — | 6,333,740 | 1.9 |
| 地方債證券 | 6,644,866 | 44,270,332 | 50,915,198 | 34.3 |
| 一、國債 | 83,364,599 | — | 101,189,751 | 30.4 |
| 一、社債及債券 | 60,235,350 | — | 60,235,350 | 18.1 |
| 一、其ノ他ノ有價證券 | 22,773,960 | — | 22,773,960 | 6.6 |

と、なつておりまして、この數字をみたゞけでも、郵便年金事業の國策協力と社會公共事業に對する貢獻のあとには充分に判かるのであります。以下、少しく、支那事變以來強調されてゐる國民貯蓄奨励と郵便年金の關係を申上げて、この項ををへることに致しませう。

| | | | | |
|---------|-------------|------------|-------------|-------|
| 一、契約者貸付 | 1,833,471 | — | 1,833,471 | 0.5 |
| 一、預金部預金 | 170,243 | 636,866 | 807,110 | 0.3 |
| 計 | 270,344,609 | 33,577,509 | 303,922,118 | 100.0 |

平常時の貯蓄と戦時の貯蓄とは明確に區別して考へる必要があるのであります。つまり平常時の貯蓄は、貯蓄する人個人の老後の生活費や子供の教育費、或は不時の支出に備へる等のためなされるもので、その目的とするところは私財を殖して一身一家の繁榮をはかることにあるのであります。偶々その結果が國家の繁榮發展に合致するだけのことでありまして、従つて、いくら貯蓄しやうが、どんな方法で貯金しようがよいのであつて、極端に言へば、

竹の筒の中へ貯金しやうが、不動産を買つて物の形で貯蓄しやうが、自分の貯蓄さへ殖へていけばよかつたのであります。

ところが戦時貯蓄はこれと違ふのであります。全世界の民主々義國家群を相手に戦争を遂行してゐる現在に於きましては、戦費を調達する爲めに、軍需品の供給を確保するため、インフレーションを抑制する爲めに、國家が要求するだけ、國家が要求する方法で貯蓄をしなければならぬのであります。それでは、政府は、どれだけの國民貯蓄を要求してゐるかと申しますと、御承知のやうに毎年度の始に大藏省からその目標額を示されるのであります。昭和十六年度は最初百三十五億圓と發表されておりました。それが、第七十七臨時議會で支那事變の軍事費の増加をみました關係上、百七十億圓と改訂されたのであります。百七十億圓と申しますと随分大きな金額でありまして、事變前の一ケ年間の國庫豫算總額の約七倍半であります。而も、大東亞戦争の勃發や其の他の事情を考へますと、この目標額は更に必然的に増額されねばならないのであります。然し、結局は、それがどんな多額であらうと、これは出来ないでは濟まない、どうしても國民の手でやり遂げなければならぬお互の問題であります。

それでは政府は、どんな方法、どんな形の貯蓄を要求してゐるかと申しますと、源泉貯蓄の強行、能力貯蓄の徹底、貯蓄の長期繼續が戦時貯蓄の三原則であると、大藏省で發表してゐるのであります。この源泉貯蓄と申しますのは、収入や所得があつた場合、その何割かを天引貯蓄することでありまして、能力貯蓄とは、要するに出来るだけ多く貯蓄することでありまして、貯蓄の長期繼續とは、その文字の通り出来るだけ長く繼續して行ふことでもあります。たとへ一時に多くの貯蓄をしても、間もなくこれを引出して費消してしまふやうでは無意味であります。心に弛みが出て使つてしまふやうな貯蓄では何にもなりません。郵便年金は、相當に多額な掛金を受入れた場合でも、事業の性質上その年金の拂戻は、數年乃至數十年に互つて別けて少しづつ支拂はれるものであります。ですから、その間拂込まれた掛金は長期固定資本として政府の要求するやうな方面に利用されるのでありますから、此の點全く理想的な長期貯蓄の方法であります。大藏、逓信の兩省が相協力して、此の制度の普及獎勵を強調をしてゐるのも戦時貯蓄として最も適してゐるがためであらうと考へられます。

暴戻なる米英を打倒し、東亞共榮圈を確立して高度國防國家體制を完成することは、日本不動の國是であります。従つて國家としての萬般の施策も、國民日常の生活も悉くこの線を

離れてはならないのであります。国防國家體制完成への國民に與へられた當面の責務は貯蓄であります。國家經濟の總力を最も効率的に發揮し得られる長期貯蓄の勵行であります。今や我が國は、東亞に於ける米英の二大舊勢力を相手として、國家の興亡を賭しての一大決戦を行ひつゝあるのであります。素より私どもには、天下無敵の陸、海、空軍があるのであります。銃後の戦は必ず勝つのであります。この點に就てはいささかの不安もないのであります。經濟問題については、尙、努力を要するものがあるのであります。東條内閣總理大臣も「戦に勝つことについては、海陸軍とも絶對自信を有してゐる。しかし戦ひに勝ち抜くためには、經濟力の増強が必要である。」と申されております。支那事變が始まつた當時、重慶政權の代辯者たちは「日本は戦争に勝つことは間違ないが、長期戦になれば經濟的に崩壊するであらう。」と放言してゐたのであります。幸ひにして、日本の經濟力はそんな貧弱なものではなかつたのであります。これからの敵は、今迄よりも遂かに強く、その數も亦多いのであります。随ひましてわれ／＼は一層の戒心を必要とするのであります。自ら恃むところなき國家の慘たる末路は古い歴史を辿るまでもなく、最近の歐洲からも幾多の教訓を見出し得るのであります。自ら内に養ふところなくして米英の走狗となつた蔣介石一派の運命の

慘めさは見らるゝ通りであります。實に恃む可きは自らの實力だけであります。ですからわれ／＼銃後の國民は一人残らず、日本の底力となるやうな長期貯蓄をすることこそ、誰にもでき、そして最大の義務なのであります。而も、郵便年金によつて國策的長期貯蓄をすることは、その個人生活にも前項で述べたやうな自ら恃むところを得られる基でありますから、名實ともに一石二鳥の方法であると斷することが出来るのであります。

郵便年金制度の内容(種類)

郵便年金は、加入者が、掛金を政府に拂つて置けば、幾ら長生きをしても政府から引續いて約束しただけの年金を貰ひ、少しも、その生活を脅やかされる事のないやうに、若いうちに年とつてからの生活の安定を圖らうとする制度であります。これが郵便年金本來の使命であります。前にも一寸申上げましたやうに、昭和十四年九月に制度の大擴張を行ひ、從來の年金の他に、自分一人の老後の生活安定ばかりでなく、更に、遺族の生活安定をも併せて圖らうとする「保證期間附年金」や、お子さん方が、各種の學校に入る年齢から一定の期間、學資として年金を受取れる、學資年金とも云へるやうな「定期年金」と言ふ新しい年金制度ができたのであります。

これを判り易く申しますと、郵便年金の種類には、次のやうに

- (一) 即時終身年金
- (二) 据置終身年金

- (三) 保證期間附即時終身年金

- (四) 保證期間附据置終身年金

- (五) 定期年金

の五種類があるのであります。この他、保證期間附据置終身年金を、一定の標準の團體に限り、便宜に取扱ひ種々の特典を與へられる制度があります。これは團體郵便年金と呼ばれてゐます。

次に、それらの内容を御説明いたしませう。

一、即時終身年金

「即時終身年金」とは、加入すると直ちに年金の支拂が開始される年金種類であります。その「掛金」は、加入の時に拂込むので、年金額の多い寡いにも依りますが、相當高額に上るものが多いやうであります。従つて、此の年金は、例へば、一時金、保険金、退職金等を貰つて纏まつたお金のある人とか、或は、ある程度の資産は持つてゐるが運用方法に比較的智識の乏しい人などに、最も適する年金であります。其の他資産分與の方法とか、或は永年勤

續した使用人の方達の勞苦を犒ふためとか、又は、學校の同窓會などで恩師に謝恩の意を表すための贈り物とかに利用せられるのに、寔に適切であります。

以上は、ほんの一例を擧げたのに過ぎませんが、要するに、此の種の年金は「生活の最後の護り」として、萬一他の財産や収入が全然無くなつても、是れだけは絶対に手が附かず生涯その人の生活を護つて行くものであります。總べて年金には、此處に、他の投資方法に見られない大きな強味があるのであります。即時終身年金には、特に、この意義が大きいのであります。此の年金に限つて、年金受取人に不幸があつた場合「返還金を支拂はれるもの」と「返還金を支拂はれない」種類があります。此の區別は、年金受取人が途中で亡くなつた場合に、既に拂込んだ掛金からそれ迄に受取つた年金を差引いた残額を返還されるものと、返還されないものとの區別であります。後者は、前者より掛金が安くなつております。従つて、概して言へば、自分に萬一のことがあつた場合、財産を遺る者がないとか、或ひは遺る必要のない人などには後者が適するわけであります。「加入年齢」即ち、此の年金に加入出来る人の年齢は四十歳から八十歳迄となつております。

此の年金は、加入後「解約」する事が出来ません。これは年金受取人の生活の最後の護りを確保しようと言ふ年金制度の趣旨を貫く爲めに、どの種類の年金も年金の支拂が開始された後は解約は出来ない事になつてゐるからであります。若し、思ひがけない時にお金が必要な場合は、後に述べる「貸付制度」をご利用になればよいわけでありませう。

二、据置終身年金

「据置終身年金」とは、加入した後、年金受取人が、約束した年齢に達してから、一生涯年金の支拂を、受けられる種類であります。

「掛金」は、加入のとき一時に拂込むものと、少しづつ分割して十年間、十五年間、二十年間又は年金の支拂が開始されるまで、つまり全期間拂込むものとの二種類があります。

掛金を分割して拂込む場合には、年掛、半年掛、三月掛と、どれでも都合のよいのを選ぶことができます。掛金額は、年金受取人の年齢・男女の別、掛金拂込種別、拂込期間、年金の支拂を開始される年齢や年金額によつて夫々異なつております。従つて、此の年金は、纏まつたお金のある場合でも、又収入の一部をさいて、少しづつ掛金を一定の期間掛けて、

年とつてからの生活に備へる事も出来るので、誰にでも適してゐる年金と言ふことが出来るのであります。

「加入できる年齢」は、十二歳から六十歳迄でありますから、一家の主人は勿論、其の家族の誰でも年金受取人として、その將來の爲めに備へて置く事ができます。

何歳から年金を貰へるか、と申しますと、「年金支拂開始年齢」は、五十歳、五十五歳、六十歳、六十五歳の四通りありますから、年金受取人の都合のよい年齢を選ばよいわけであります。

此の年金は、年金受取人が萬一の不幸にあつた場合とか契約が解除になつた場合、總べて「返還金を支拂はれる」ことになつてゐますが、その「返還金額」は

一、年金受取人が亡くなつた場合は、それ迄に、拂込んだ掛金の全部、尤も受取つた年金があるときはその分だけを差引きます。

二、契約解除の場合

イ、掛金一時拂のときは、それ迄に拂込んだ掛金の九割五分から十割まで

ロ、掛金分割拂のときは、それ迄に、拂込んだ掛金の九割から十割まで

となつております。

掛金を分割して拂込むものが、途中で掛金を掛けられなくなれば如何なるかと申しますと、それ迄に拂込んだ掛金によつて計算した年金額が、三十圓以上になるときは、其の後の掛金を拂込まなくても年金額を更正して有効に存続しますが、年金額が三十圓に満たないときは契約は解除された事になり、返還金を支拂はれることになつてゐます。

契約者が「解約」出来るのは、年金の支拂が開始される前、即ち据置期間中に限ることは前にも述べた通りで、又貸付の制度も前に述べたものと同じであります。

年金額の最高制限は、他の種類のものと同様二千四百圓迄であります。その最低制限は一時拂と分割拂とで異なつてゐて、一時拂は三十圓、分割拂は百圓以上といふことになつております。

三、保證期間附即時終身年金

「保證期間附即時終身年金」とは、加入すると、直に年金の支拂が開始されることは、普通の即時終身年金と同様であります。加入してから一定の期間（保證期間）内に、年金受取

人が亡くなつた場合は、その保証期間の残りの期間中、遺族（年金繼續受取人と謂ふ）に同額の年金を支拂はれるものであります。

此の年金は、即時年金ですから「掛金」は一時に拂込まねばなりません。「掛金額」が年金受取人の年齢、男女の別、保証期間、年金額等によつて異なることは、他の種類と同様であります。

この種類の年金は大體、即時終身年金と同じやうな方面の方々に利用されるに都合よく出来ておりますが、一定の期間中は、年金受取人が死亡しても引續いて年金を受取ることができるのでありますから、普通の即時終身年金より多くの效用をもつております。年金に折角加入しても、途中で年金受取人が死亡すれば、その遺族の生活は直ちに脅やかされるのであります。殊に年金受取人が一家の柱石である場合には、遺族の生活は一層不安定であります。保証期間附年金は、此の點に著眼して、例へ、年金受取人が途中で萬一の不幸にあつてもその遺族が生活に困らないやうに、一定の期間同額の年金を續けて支拂ひ、年金受取人と、その遺族の保護とを、併せて圖らうとしたものであります。従つて、健康に自信のない人でも、容易に加入し得られるわけであります。又、年金受取人が長壽を保つてゐる限り、例へ、保

証期間が經過しても、年金受取人が年金を貰ふ事の出来るのは勿論であります。

この「保証期間」は「加入年齢」に依つて次の通りに分れております。

- 一、三十年保証は、二十歳以上四十歳未満の寡婦又は廢疾者に限ります、
- 二、二十年保証は、四十歳以上六十五歳以下の人
- 三、十五年保証は、六十六歳以上七十五歳以下の人

此の年金は、年金受取人が死亡しても遺族に年金を支拂はれるのですから、返還金はありません。又即時年金ですから契約の解除ができません。従つて、返還金の問題は全然起らないわけです。

尙、此の年金は、保証期間内は年金受取人の死亡後でも年金を支拂はれるのでありますから、加入の際は年金繼續受取人を定めて置かなければなりません。これは、年金受取人が、その配遇者、子、父、母、孫、祖父、祖母、兄弟姉妹であつて、同一の戸籍内に在る者や年金受取人の戸主の内から定めることも出来ますし、若し年金受取人が指定しない時は、上述べた人がその順で當然に年金繼續受取人になるわけでありす。この「年金額」は、最低三十圓以上、最高二千四百圓迄となつております。

四、保證期間附据置終身年金

「保證期間附据置終身年金」とは、掛金を一時に、又は少しづつ分けて拂込んで置き、年金受取人が一定の年齢に達した時から一生涯、年金の支拂を受けられるといふところは、普通の据置終身年金と同様であります。年金の支拂が開始されて後一定の期間（保證期間）内に、年金受取人が死亡した場合は、保證期間の残りの期間中遺族（年金繼續受取人）に同じだけの年金を繼續して支拂はれる年金であります。年金の支拂が開始されて後の一定の期間中年金の支拂を保證して、遺族の生活保護を圖らうとする趣旨は、保證期間附即時終身年金のところで述べたのと同じであります。

「掛金」は、一時に拂込んででも、分割して拂込んでよいのでありますが、その「拂込の期間」には、短期の拂込はなく、年金の支拂が開始される迄拂込むもの（全期拂込）に限ることとなつております。尙、此の年金には、特に「掛金隨時拂」の方法もあります。ある時拂ひと呼ばれてゐる、掛金隨時拂は、此の年金種類だけに認められてゐる拂込方法でありまして、年金額五圓以上に相當する掛金額であれば幾何程拂込んでよいのであります。その拂

込の時期も、何日迄に拂込まねばならないと言ふ制限もなく、何時拂込んでよいといふところに特徴があります。つまり此の方法は、家計の都合のよい時に、年金五圓以上づつを買溜めしていつて、一つの年金契約の年金額を増加してゆく方法であります。従つて、これに依れば、収入の額や、収入の時期が一定しない人でも年金制度を利用することが出来るわけです。尤もあまり年金額が少なくては年金としての效用がありませんから、年金の支拂が開始される時迄に、その合計金額が三十圓に満たない時は契約は解除された事となり、返還金を支拂はれることになつてゐます。

掛金を分割して拂込む場合（掛金分割拂）の「拂込回数」は、年掛、半年掛三ヶ月掛の三通りあることは普通の据置年金と同様でありますし、「掛金額」が、年金受取人の年齢、男女の別、掛金拂込種別、年金支拂開始年齢、年金額等によつて異なつてゐることも同じであります。

「保證期間」は、二十年の一種であります。「加入できる年齢」は、十二歳以上六十歳以下で普通の据置年金と同様であります。此の年金は、据置年金ですから、据置期間中は「解約」することができません。又この種類は、總べて据置期間中に年金受取人が死亡したり、契約が

解除になれば次のやうに拂込掛金に「利子」を付けて「返還金を支拂はれる」ことになつております。これは、他の年金種類に見られない特典で、捨置期間中に年金受取人が死亡して、年金の目的が達せられなくなつても、拂込掛金には利子が附いて返還されるのですから、利殖してゐた事と同様であります。

一、年金受取人死亡の場合は、拂込掛金に年二分の複利利息を附けた額

二、契約解除の場合

イ、掛金一時拂や掛金随時拂のときは、拂込掛金に年二分の複利利息を附けた額の九割五分から十割まで

ロ、掛金分割拂のときは、拂込掛金に年二分の複利利息を附けた額の九割から十割まで掛金分割拂の契約で、途中で掛金が拂込めなくなつた場合は、それまでに拂込んだ掛金によつて計算した年金額が、三十圓以上になつてゐれば年金額を更正して存続し、三十圓に達しないときは契約は解除された事になり、返還金が支拂はれます。

此の年金は、年金の支拂が開始された後は總べて、保證即時年金と同じ様に返還金は支拂はれません。

年金額は、最高二千四百圓迄加入出来ます。最低の制限は、掛金一時拂は三十圓、掛金分割拂は百圓、掛金随時拂は五圓以上であります。掛金随時拂に限り、年金の支拂が開始される時まで、年金額が三十圓以上になつてゐなければならぬことは前に述べた通りであります。尙年金繼續受取人の範圍や順位は、保證即時年金のところでも述べたのと同じであります。

五、定期年金

「定期年金」とは、掛金を纏めて一時に、拂込むか、又は少しづつ分割して拂込み、年金受取人が約束した一定の年齢「大體各種學校の入學年齢を標準に定めてあります」に達した時から、五年間又は十年間年金の支拂をうけるもので、主として、お子様方の教育資金として利用するのに適當な制度であります。

此の年金に限り後に述べるやうに、掛金の「月掛制度」が認められておりまして、姉妹事業の簡易保険と大差ない低廉な掛金で加入出来るので、各方面から非常に歓迎されております。

定期年金は、總べて据置きで、加入して後直ぐに年金の支拂が開始される種類はありません。「掛金」の拂込は、一時に纏めて拂込むものと、少しずつ分割して拂込むものとがあり、「拂込期間」は、五年間、又は支拂が始まるまでの全期間拂込のものと二種になつております。「拂込回数」は年掛、半年掛、月掛の三種であります。つまり、此の掛金の月掛制度といふことが、お子様方の育成資金の蓄積保全の方法として年金制度の大衆化の上に、大きな役割を果してゐるのであります。

「掛金額」は、年金受取人の年齢、掛金拂込種別、拂込期間、年金支拂期間、年金の支拂開始年齢や年金額等に依つてちがひますが、年金受取人の男女の別によつて掛金額をちがへない點は、他の種類の年金と相違しております。

「年金の支拂期間」は、五年間と十年間の二種で、「年金の支拂を開始される年齢」は十二歳、十五歳、十七歳、と二十歳になつております。「加入できる年齢」は、一歳から十八歳まであります。

定期年金は、年金受取人に萬一の不幸があつたり、契約が解除された場合は、返還金を支拂はれます。「解約」が、年金の支拂が開始される前に限ることや貸付制度のあること等大體

他の種類の年金と同じであります。

「返還金額」は、

一、年金受取人が亡くなつた場合は、拂込掛金額。尤も、支拂済の年金があるときは之れを差引きます。

二、年金契約解除の場合

イ、掛金一時拂のときは、拂込掛金額の九割五分から十割まで

ロ、掛金分割拂のときは、拂込掛金額の九割から十割まで

掛金分割拂で、途中で掛金の拂込が出来なくなつた場合それまでに拂込んだ掛金によつて計算した年金額が三十圓以上になるときは年金額を更正して存続し、三十圓に達しない時は契約は解除された事となつて返還金を支拂はれます。

定期年金の返還金に就て注意しなければならないことは年金受取人の死亡に因る場合の他は、三ヶ月分以上の掛金の拂込のない場合は全然返還金を支拂はない事であります。

「年金額」は、掛金一時拂でも掛金分割拂でも最低百圓以上最高二千四百圓迄であります。

六、團體郵便年金

郵便年金は、年とつてから後の生活安定策として、最も適當なものであることは既にお判りのことと存じます。團體郵便年金は、勤勞生活者を加入の對象とする爲めに、特に、次に述べるやうないろいろの特典を與へて加入の便を圖り、之に依つて勤儉貯蓄の美風を養ひ、老後の生活の安定を圖ると共に、雇主には合理的な退職恩給制度として利用せしめ、従業員に對する福祉施設の一端に活用させ様としたものであります。

この團體年金の加入には、會社、工場、鑛山等と同じ事業主に使用せられる者（同じ官公署、學校に勤務する者は同じ事業主に使用せられる者と看做されます）の總人員の七割以上で、實數十人以上の人々が年金契約の年金受取人となり、此の年金受取人と年金契約者として團體郵便年金組合を組織するのであります。その契約の條件は左の通りであります。

- 一、年金種類は、團體郵便年金では、勤勞生活者に最も適してゐる保證期間附据置終身年金に限ることとなつてゐます。
- 二、加入年齢は十二歳以上六十歳以下であります。

- 三、掛金の拂込は利用者の便宜の爲め、隨時拂に限ることとし、其の掛金額は一回に付三圓以上で普通の隨時拂より掛金額の制限がゆるやかになつております。しかも團體郵便年金の掛金は、個人で加入する場合に比較すると、同じ額の年金に加入するのに掛金が七分だけ安くなつております。

- 四、年金額は六百圓以下に限ります。

以上が、團體郵便年金の概要であります。その他に就ては大體一般の年金と同様の取扱を受けることとなつております。

郵便年金制度の内容(其他)

これまでの説明で郵便年金制度の内容が大よそお判りと思ひます。ここでは多少重複するかも知れませんが、もう一度制度の内容や年金に共通する事柄などに就て申述べませう。

一、掛 金

掛金計算の基礎

掛金は、普通の生命保険ならば被保険者にあたる年金受取人の年齢や、死亡生残表、豫定利率、附加率(あとで説明します)等に基いて保険数理を應用して割出されるもので、大變難かしい問題ですから其の説明を省略いたしますが、唯豫定利率は其の時々々の經濟界の情勢に依り、變更されるものであることを申し上げておきます。現在の豫定利率は、一時拂と隨時拂は年三分七厘、分割拂は年三分五厘となつております。この豫定利率を二通りに定めたる事は、一時拂や隨時拂では拂込まれた掛金は直ぐ公債等を買つてしまふので、契約當時の

市場利廻りを大體維持できますが、分割拂のやうに、長い期間に亘つて掛金を拂込まれるものは、その間に金利の最低があるので、將來を豫測して定めるからであります。

(註) 普通に掛金と云つて掛金額表に示してある金額は、保険學上で謂ふ表定掛金(表定保険料)のことで、その内容は純掛金(純保険料)に附加掛金(附加保険料)を加へたものであります。

純掛金と云ふのは、掛金計算の基礎から割出されたもので、將來の年金の支拂に充てられるお金であります。附加掛金とは事業の經營費に充てるため、純掛金に割増しされるもので、郵便年金では此の附加掛金は純掛金の五分としてあります。

年金保険では、掛金として拂込まれた金額に依つて年金を支拂つてゆくのでありますから、掛金と年金は合理的な平均を保たねばなりません。従つて、長命者の貰ふ持分以上の年金は、短命者の持分の内から補はなければならぬわけでありまして、それで人の死亡と生存の率が掛金計算上非常に重要なものとなつて來るのであります。此の死亡と生存の割合を測定して表であらしたものを、死亡生残表とか生命表とか申すのであります。

以上の外に、純掛金の計算上必要な豫定利率と云ふものがあります。年金保険は既に拂込まれた掛金とこれから生れる利息とで年金の支拂に充てるものでありますから、拂込掛金は、將來どんな割合で利殖してゆけば良いかと云ふ利率の問題があります。此の利率は、經濟界の情勢に依つて豫め定めて置くのでありまして、之れを豫定利率と申しております。

掛金拂込の種別

年金の掛金拂込種別は、年金の種類に依り左の通り一時拂、分割拂、隨時拂の三種に分れております。

- 一、掛金一時拂 とは、申込と同時に掛金の全額を拂込むもので、どの年金種類でもこの方法に依ることが出来ます。
- 二、掛金分割拂 とは、申込の時から年金の支拂が開始される時迄とか、或は一定の期間だけ、年々一定額の掛金を拂込むもので、此の方法に依ることの出来る種類は据置年金、保証据置年金、定期年金の三種であります。

分割拂の掛金は、年掛を基礎とするものでありますが、半年掛、三月掛（定期年金に三月掛はありません）も認めております。又、定期年金は特別に月掛を認めております。又、その掛金は拂込回数に應じ、契約の効力が發生する日に應當する日から起算して十五日間に拂込まなければなりません。尤も、それまでに拂込のない場合は其の後二ヶ月間だけ拂込猶豫期間を認めておりますが、猶豫期間中に入つてからの拂込には、延滞料をとられます。尙契約者が支那事變で軍人、又は軍屬として應召又は出動した契約で、掛金を拂込むことが困難なものに對しては、召集解除又は歸還の日まで拂込を延期することが出来ます。

三、掛金隨時拂 とは、申込の時から年金の支拂が開始される時まで隨意の時に、隨意の額（但し年金額五圓以上に相當する掛金額）の掛金を拂込み、其の都度、年金の額を殖やしてゆく方法で、保証期間附据置終身年金に限り此の方法が認められております。

二、年 金

年金額の最高及最低制限

年金額の最高は、總べて、年金受取人一人に付二千四百圓で、其の最低額は、掛金拂込方法と年金の種類に依り左の通り違つております。

- 一、掛金一時拂の年金は三十圓、但し定期年金は百圓
- 二、掛金分割拂の年金は百圓
- 三、掛金隨時拂の年金は五圓（但し年金支拂の時までには年金額が三十圓以上になつてゐなくてははいけません）
- 四、掛金拂濟の年金は 三十圓

年金の拂渡

年金は、年金の支拂が開始される時期が來てから後三月毎に年金額を四分して支拂はれます。年金受取人が二つ以上の即時終身年金か捨置終身年金の年金を受取る場合には、併合

して支拂を受ける事が出來ます。

三、契約の變更

契約の變更

年金の支拂が開始される前ならば、契約者は、左の場合政府に對し契約の變更を請求することが出來ます。

- 一、据置終身年金に就ては
 - イ、返還金のある即時終身年金に變更、尤も、年金受取人が四十歳以上でなければいけません。
 - ロ、年金の支拂が開始される年齢又は掛金を拂込む期間を變更、但し掛金額を變更してはいけません。
 - ハ、年金の減額
 - ニ、掛金拂濟契約に變更、この場合は、今までに拂込んだ掛金によつて、年金額を更正し、その後の掛金を拂込まないでも、契約が存続します。尤も、これは年金額が三十

四以上になるやうなものでないけません。

ホ、三十年保証期間附即時終身年金に變更、但し、年金受取人が、寡婦又は廢疾者で年齢二十歳以上の場合でないけません。

二、保証期間附据置終身年金に就ては

イ、年金額の減額

ロ、掛金拂濟年金に變更（これは前項で説明した通りです）。

ハ、三十年保証期間附即時終身年金に變更、但し年金受取人が、寡婦又は廢疾者で年齢二十歳以上の場合でないけません。

ニ、二十年保証期間附即時終身年金に變更、但し年金受取人が寡婦又は廢疾者で年齢四十歳以上の場合でないけません。

三、定期年金に就ては

イ、年金の支拂が開始される年齢、掛金を拂込期間又は年金の支拂をうける期間の變更、但し掛金額を變更してはいけません。

ロ、年金額の減額

ハ、掛金拂濟年金に變更（これも前に説明の通りです）

然し、年金契約を保証期間附即時終身年金に變更した場合には、變更後一ケ年内に年金受取人が、災害とか、法定傳染病以外の原因で死亡したときは、この變更がなかつたものと看做して取扱はれます。

契約關係者の變更

郵便年金の契約關係者には、契約者、年金受取人、年金繼續受取人、返還金受取人、特別返還金受取人等があります。これ等の契約關係者も一定の範囲で、その變更が認められています。唯、年金受取人は普通の生命保険でいふ被保險者のことですから、どうしても變更は出来ません。又、特別返還金受取人は法定順位に依るものですから、これ又變更は許されません。其の他の者に就ては、次の通り其の變更が認められております。

一、契約者の變更

契約者の變更は、相續による場合と、新舊契約者間の契約による場合があります。後の場合、契約者と年金受取人とがふときは、年金受取人の同意が要ります。これ

は、契約者が誰であるかといふことは、年金受取人にとって重大な関係があるからであります。

二、年金繼續受取人の變更

年金繼續受取人は、前の項の保證期間附即時終身年金の説明で述べたやうに、一定の範囲内の者に限ることとなつて居り、其の範囲内での變更を認められております。尙、此の變更權は年金受取人に屬しております。

三、返還金受取人の變更

返還金受取人の變更は、年金受取人を返還金受取人とする場合に限り認められております。これは、年金契約上の利益を出来る限り年金受取人に與へようとする趣旨からであります。

四、契約の解除

契約者は、年金の支拂が開始される前ならば何時でも年金契約の解除ができます。尤も契

約者がその前に解除權を拋棄したことを明らかにしてゐるものは勿論解除はできないわけです。即時年金と保證即時年金は契約の成立と同時に年金の支拂が開始されるものでありますから、契約の解除は出来ません。

掛金分割拂の掛金の拂込を延滞し猶豫期間を経過した場合で、拂込済の掛金が少ない爲め掛金拂済年金に變更出来ないものは、當然に解除されたものとして取扱はれます。これを法定解除と申します。

五 返還金と特別返還金

返 還 金

返還金は、年金受取人の死亡、契約の解除又は變更の場合に支拂はれるものでありますが、次の場合には支拂はれません。

- 一、年金の種類が、返還金を付けない即時終身年金、保證期間附即時終身年金である場合及び支拂が開始されて後の保證期間附据置終身年金の場合
- 二、定期年金（月掛）の拂込済掛金が、二ヶ月分以内の場合、尤も、年金受取人が死亡に

よる場合は支拂はれます。

三、拂込済の掛金総額が、支拂済の年金総額より少ない場合

以上の他は、總べて、返還金が支拂はれますが、其の返還される金額は年金の種類によつて次の通りになつております。

一、年金受取人が死亡の場合

イ、年金の支拂が開始される前は拂込掛金額、尤も、保證期間附据置終身年金に限り拂込掛金に年二分の複利利息を加へた額を返還されます。

ロ、年金の支拂が開始された後は、拂込んだ掛金から支拂済の年金を差引いた残額

二、年金契約解除の場合

イ、掛金一時拂と掛金隨時拂のものは、拂込んだ掛金（保證期間附据置終身年金の場合）は拂込掛金に年二分の複利利息を付け加へた額）の九割五分から十割まで

ロ、掛金分割拂のものは、拂込んだ掛金（保證期間附据置終身年金の場合）は拂込んだ掛金に年二分の複利利息を付け加へた額）の九割から十割まで

特別返還金

年金受取人が、戦争とか戦争に準ずるやうな事變に際し、戦闘又は戦闘に準ずるやうな公務によつて傷痍疾病にかゝり、負傷又は發病して後三ヶ年以内に死亡した場合には、其の遺族に特別返還金が支拂はれます。これは、普通の返還金の他に支拂はれるものでありますが、どの年金に就いても支拂はれるもので、返還金のない契約にも特別返還金だけは支拂はれることになつてゐます。尤も、年金受取人の爲めに積立てある金額が掛金より少ない場合には支拂はれません。

六 貸 付

貸付には、普通貸付と振替貸付の二種類があります。普通貸付は現金の貸付をするもので、振替貸付は分割拂の契約の第二回以後の掛金を立替へる爲めにする貸付であります。その條件などは次の通りであります。

一、普通貸付

イ、年金額三十圓以上の契約であること

ロ、貸付請求権者

年金の支拂が開始される前は返還金受取人である契約者

年金の支拂が開始された後は返還金受取人である年金受取人、但し保證期間附年金は年金受取人が生存中は年金受取人で、年金受取人死亡後は年金繼續受取人であります。尙、定期年金では年金受取人が成年の場合でも貸付を請求するものには契約者の同意が要ります。

ハ、貸付期間は一年

ニ、貸付利率は年六分

ホ、貸付金額は一口五十圓以上であつて、一圓未満の端數をつけないこと

二、振替貸付

イ、貸付請求権者は契約者

ロ、貸付期間は一年

ハ、貸付利率は年五分四厘

ニ、貸付金額は一年分以内の掛金額に相當する金額

三、遅滞金、年金額減額

貸付期間が過ぎても貸付契約の更新をしないで、二月以上を経過すると貸付利子の他に遅滞金といふものを徴収されます。又、そのまゝ四年以上を経過した場合、年金の支拂が開始される前ならば貸付金の辨済に代へて年金額や返還金額を減額されることになつております。

七 加入者保護の特典

郵便年金は、國民生活の安定、向上を目的とするその趣旨に鑑み、次の通り種々の特典を與へて、加入者の利益を保護しております。

一、年金、返還金、特別返還金を受取るべき権利は、讓渡を禁じております。民法では讓渡することの出来ないものは、質入れすることが出来ないことになつておりますから、質入も亦できないわけでありませう。又年額二百五十圓迄の年金は差押を禁じてあります。

これは、加入者が債務などの爲め、心ならずも年金契約上の権利を手離さなければならぬといふ様な危険を未然に防ぐために設けられた規定であります。

二、郵便年金に關する書類には、印紙税を免除され、又郵便物は無料の取扱を受けます。

三、郵便年金の掛金は、年額二百圓迄は所得税を課せられません。又契約者と年金受取人と同一の場合は、拂込掛金總額に相當する額に達するまで、受領年金に所得税を課せられません。

四、郵便年金に關する事で、加入者と政府の間に紛議がおこつた時は、年金契約者や年金受取人等は無料で簡易生命保険審査會の審査を要求することが出来ます。これは、一々訴訟を提起しなくては問題を解決することができないとすれば、手続きが面倒なものと、少からぬ費用を要するので、加入者が充分に権利を主張することができないで、その爲め加入者保護に缺くところがあつてはならないといふので、特に設けられた制度であります。尤も、加入者が審査會の決定に不服な場合、民事訴訟を起こすことが出来ることは申すまでもありません。

投資としてみた郵便年金

一 國民貯蓄増強の緊要性

戦時貯蓄として郵便年金の長期貯蓄性が、如何に優秀であるかといふことに就ては、「郵便年金の必要」の項でも申述べた通りであります。郵便年金を投資といふ立場から検討するに當り、もう一度、國民貯蓄に就て考へてみませう。

戦争に必要なものは、人、金、物だといはれております。殊に、近代の戦争は、國家の全力を擧げての死闘であるだけに、此の感も一層深いわけであります。

大東亞戦争の緒戦に惨敗を喫した米英らは、彼等が唯一の力としてゐる物質力を恃みとして、長期經濟戦とか、或は武力的にはゲリラ戦によつて、我國に對抗せんとするでありませう。これに就て、想起せられるのは、第一次歐州戦争に於ける現在の盟邦ドイツの敗衄であります。頭初の軍事的攻勢は寧ろドイツにあつた、然も領土は聯合國軍に侵されてゐなかつ

たのにも拘らず、ドイツは一敗地は塗れたのであります。その敗因は、經濟戰、思想戰の敗潰にあるのであります。實に、長期戰に於きましては、經濟戰、思想戰の敗退は、如何なる軍事的勢力をも挫折せしめるのであります。

われわれは、現在當面してゐる總力戰に於て、萬が一にも、曾てのドイツの覆轍をふまないうやうに戒心しなければなりません。大東亞戰爭に於ける經濟戰の困難さを過大評價して徒らに怖れることは固より避くべきであります。肇國以來の皇國大理想の顯現である大戰爭完遂の爲めには、死を鴻毛の輕きにも比する前線の將兵に耻ぢない覺悟で、どんな困難にあつても己れを空うして銃後の御奉公に精勵することが何よりも大切であります。大東亞戰爭は、本來が經濟戰であります。東亞共榮圈の確立とは、英米の經濟的壓服下にあつたアジア諸民族の解放を前提とするものでありますから、一面は戰爭であり乍ら、一面は大經濟建設なのであります。こゝに我々が將來に大いなる希望をもち、明るい氣持で現在の苦難を克服して行く理由があるのであります。

然し乍ら、當面の戰爭遂行の爲めには、相當巨額の軍事費が必要であります。我が國では支那事變勃發以來、つまり昭和十二年から昭和十六年まで、二百九十億圓餘りの軍事費を

費しております。この金額は、日清戰爭の軍費二億圓の百四十五倍、日露戰爭の軍費十七億圓餘の十七倍にも昇る巨額であります。將來の戰局を想ふと、もつと巨額の軍事費が必要であることは想像に難くないところであります。然も、曾ての戰爭と違ひまして、戰費を外債に求めることなどは夢想だにもできないのでありますから、五百億圓であらうが千億圓であらうが、全部を一億の國民の力によつて賄はなければならぬのであります。國家の繁榮、將來の國民の幸福をおもつて、われわれは石に獅噛みついて、國家が要請する國民貯蓄の目標を達成して、勇戰奮闘する皇軍の軍費を調達しなくてはなりません。銃後の努めは『先づ貯蓄』からであります。

賀屋大藏大臣は、去る第七十八議會に於きまして、『戰爭及び生産力擴充に要する物資資材は、益々その需要を増加し、又、戰費及び生産力擴充に要する資金は、愈々多額を要するが故に、國民はその消費生活を最低限度に切下げ、以て眞に戰時下に相應しきものたらしめ、よつて生ずる餘剰を擧げて貯蓄に振り向け、今後益々その増強に努められんことを望む。』と、長期戰下に於ける國民の覺悟を促しておられますが、われわれ一億國民は、その言葉をまつ迄もなく、國家の方針に即應するため、國家の要求する方法によつて、國家の要求する貯蓄

に邁進しなくてはならないのであります。

國家の要求する戦時貯蓄や目標額に就ては、「年金の必要性」の項で説明してありますから重複を避けますが、要するに長期継続性の貯蓄を要請されてゐるのであります。郵便年金が、この長期性、継続性等に於て戦時下の貯蓄として最も適當のものであることは、今まで申上げた説明で充分お判りのことと思ひますが、個人としての立場からみれば一つの投資である以上は矢張り、有利性とか確実性とかが重要な問題となつて來るのであります。確実性に就きましては、政府が郵便年金法といふ法律やその附屬法規によつて非營利、公益の立場で社會政策的施設として運営する事業でありますから、多言を要せずして明白であります。有利性といふことに就ては聊か説明が要るのであります。

お役人仕事だから、士族の商法だから、と有利性を度外視して經營されてゐるのではないかと誤解されてゐる向もあるやうであります。實は然らずで、郵便年金は、寧ろ、他の金融機關のそれよりも利廻りがよいのであります。以下、この點に就て究明してみませう。

二 郵便年金の絶対有利性

先づ主要貯蓄機關の税引利廻りを調べてみますと次の通りであります。郵便年金の豫定利率は、掛金一時拂と随時拂のものは三分七厘、掛金分割拂のものは三分五厘であります。加入者が長壽を保たれた場合などは、斯うした豫定利率は個人々々の受取る年金額に關係なく年金保険獨特の効用で、素晴らしい利廻りを期待することが出来るのであります。またこれから御紹介申上げる數字を御味讀になつて、この制度を上手に御利用になれば頗る有利な合理的な利殖もできるのであります。

以下、先づ他の金融機關による貯蓄の税引利廻りと、郵便年金を一定期間受領した場合の利廻りを掲げて御参考といたしませう。

(一) 各種貯蓄の税引利廻

| 種 目 | 税引利廻 |
|---------|--------|
| 信 託 | 三分 四二〇 |
| 銀 行 定 期 | 二、九七〇 |
| 銀行特別當座 | 一、六四〇 |

| | |
|------|-------|
| 貯蓄銀行 | 三、一三五 |
| 信用組合 | 三、三二五 |
| 利子 | |

尙、第七十九議會に、分類所得税の増徴に重點を置く税法の改正が提案されることになつております。これが通過實施をみた曉は、右の利廻りは相當低下する筈であります。従つて、さうなれば以下示す郵便年金の利廻りは對蹠的に一層好條件となるわけでありませう。

(二) 郵便年金利廻

1. 即時年金(男子)の利廻

| | | | |
|------|---------|---------|---------|
| 加入年齢 | 二十年目の利廻 | 三十年目の利廻 | 四十年目の利廻 |
| 四十歳 | 五分五五 | 三分五二三 | 四分五九六 |
| 四十五歳 | 一分二六七 | 四分〇九六 | 五分〇九九 |
| 五十歳 | 二分一一四 | 四分七八三 | 五分七〇五 |
| 五十五歳 | 三分一一九 | 五分三〇三 | |

六十歳

四、三〇〇

六、五七九

2. 保證期間附即時年金(男子)の利廻

(イ) 十五年保證期間附即時年金

| | | |
|------|---------|---------|
| 加入年齢 | 十五年目の利廻 | 二十年目の利廻 |
| 六十六歳 | 二分四二二 | 五分三四四 |
| 六十八歳 | 二分六五八 | 五分五四七 |
| 七十歳 | 二分八四七 | 五分七一〇 |

(ロ) 二十年保證期間附即時年金

| | | | | |
|------|---------|---------|----------|---------|
| 加入年齢 | 二十年目の利廻 | 三十年目の利廻 | 三十五年目の利廻 | 四十年目の利廻 |
| 四十歳 | 七分二八 | 三分六六二 | 四分三〇六 | 四分七二八 |
| 四十五歳 | 一分三四六 | 四分一五九 | 四分七六九 | 五分一五五 |
| 五十歳 | 一分九六一 | 四分六五八 | 五分二三四 | 五分五九五 |
| 五十五歳 | 二分五一三 | 五分一〇八 | 五分六五四 | |
| 六十歳 | 二分九三九 | 五分四五七 | | |

3. 据置年金一時拂(男子)の利廻

(イ) 五十歳支拂開始の場合

| 加入年齢 | 十年目の利廻 | 十五年目の利廻 | 二十年目の利廻 | 二十五年目の利廻 | 三十年目の利廻 |
|------|--------|---------|---------|----------|---------|
| 十二歳 | 二、七五八 | 三、五五一 | 四、〇二〇 | 四、三二二 | 四、五二七 |
| 二十歳 | 二、三九九 | 三、三八四 | 三、九五九 | 四、三二四 | 四、五六九 |
| 三十歳 | 一、六一四 | 三、〇二七 | 三、八二七 | 四、三二一 | 四、六四四 |
| 四十歳 | — | 二、一八四 | 三、四九六 | 四、二六四 | 四、七四三 |

(ロ) 五十五歳支拂開始の場合

| 加入年齢 | 十年目の利廻 | 十五年目の利廻 | 二十年目の利廻 | 二十五年目の利廻 | 三十年目の利廻 |
|------|--------|---------|---------|----------|---------|
| 十二歳 | 三、二六九 | 三、九六三 | 四、三七三 | 四、六三七 | 四、八一五 |
| 二十歳 | 三、〇四五 | 三、八八三 | 四、三七二 | 四、六八三 | 四、八九〇 |
| 三十歳 | 二、五七五 | 三、七〇九 | 四、三五五 | 四、七五七 | 五、〇一九 |
| 四十歳 | 一、五七〇 | 三、三一八 | 四、二七一 | 四、八四一 | 五、二〇二 |
| 五十歳 | — | 二、〇五三 | 三、八七八 | 四、八七四 | 五、四六二 |

4. 二十年保証期間附据置年金(男子)の利廻

(イ) 五十歳支拂開始一時拂

| 加入年齢 | 据置期間内の利廻率 | 保証期間二十年内の利廻率 | 二十五年目の利廻 | 三十年目の利廻 |
|------|-----------|--------------|----------|---------|
| 十二歳 | 二、〇〇〇 | 三、五四〇 | 三、八五八 | 四、〇七五 |
| 二十歳 | 二、〇〇〇 | 三、四三五 | 三、八二〇 | 四、〇八一 |
| 三十歳 | 二、〇〇〇 | 三、二五〇 | 三、七七三 | 四、一一八 |
| 四十歳 | 二、〇〇〇 | 二、九一〇 | 三、七一八 | 四、二二八 |

(ロ) 五十五歳支拂開始一時拂

| 加入年齢 | 据置期間内の利廻率 | 保証期間二十年内の利廻率 | 二十五年目の利廻 | 三十年目の利廻 |
|------|-----------|--------------|----------|---------|
| 十二歳 | 二、〇〇〇 | 三、七三六 | 四、〇一八 | 四、二二一 |
| 二十歳 | 二、〇〇〇 | 三、六六一 | 三、九九六 | 四、二二四 |
| 三十歳 | 二、〇〇〇 | 三、五四一 | 三、九七七 | 四、二六七 |
| 四十歳 | 二、〇〇〇 | 三、三四二 | 三、九六四 | 四、三六五 |

五十歳 二、〇〇〇 二、九四四 四、〇一九 四、六六四

以上の数字だけでも、お判りのやうに、郵便年金は、加入者が長命されれば、される程、利廻りがよくなつて行くのであります。こゝに年金制度獨特の面白さがあるのであります。長命者は、長壽の喜びと高利廻りの楽しみを味ふことが出来るのであります。

5. 定期年金の利廻

(イ) 十二歳支拂開始一時拂

| 加入年齢 | 五年定期の利廻 | 十年定期の利廻 |
|------|---------|---------|
| 一歳 | 三、六〇〇 | 三、六二五 |
| 五歳 | 三、四〇〇 | 三、六〇〇 |
| 十歳 | 三、〇〇〇 | 三、三七五 |

(ロ) 十五歳支拂開始一時拂

| 加入年齢 | 五年定期の利廻 | 十年定期の利廻 |
|------|---------|---------|
| 一歳 | 三、六二七 | 三、七〇七 |

| | | |
|-----|-------|-------|
| 五歳 | 三、五五九 | 三、六六〇 |
| 十歳 | 三、三八四 | 三、五五〇 |
| 十三歳 | 三、〇六六 | 三、三九二 |

(ハ) 十七歳支拂開始一時拂

| 加入年齢 | 五年定期の利廻 | 十年定期の利廻 |
|------|---------|---------|
| 一歳 | 三、七〇〇 | 三、七五〇 |
| 五歳 | 三、六二五 | 三、七〇〇 |
| 十歳 | 三、五〇一 | 三、六二四 |
| 十五歳 | 三、一〇〇 | 三、四〇〇 |

(ニ) 二十歳支拂開始一時拂

| 加入年齢 | 五年定期の利廻 | 十年定期の利廻 |
|------|---------|---------|
| 一歳 | 三、七三七 | 三、七八九 |
| 五歳 | 三、六九六 | 三、七五九 |

| | | |
|------|-------|-------|
| 十 歳 | 三、六一六 | 三、六九九 |
| 十五 歳 | 三、四一七 | 三、五六四 |
| 十八 歳 | 三、〇七三 | 三、三八五 |

三、一萬圓から得られる最大の年收は？

一萬圓の現金を次のやうに郵便年金に投資した場合と、某社の信託年金又は銀行定期其他に委託した場合、これから得られる年收額は果してどうでありませうか。其の比較を掲ぐれば次の通りであります。

| 種 別 | 金 年 便 郵 | | 備 考 |
|--------|------------------------------|---|-----|
| | 即 時 拂 | 十二 年 保 証 | |
| 拂込額 | 一萬圓 | 一萬圓 | |
| 必要経費 | | | |
| 一ケ年實收入 | 年金 六〇五圓 | 年金 五九七圓 | |
| | 終身間上記年金を政府から支給される (五十歳男子) | 終身間年金を支給される外二十年間は受取人が死亡しても残存者に支拂を保証される (五十歳男子) | |

| 入 收 代 地 | 期 定 行 銀 種 甲 | 金 年 託 信 | |
|------------|---|------------|------------------|
| | | 十二 年 支 拂 | 十三 年 支 拂 |
| 投資 一萬圓 | 預金 一萬圓 | 一萬圓 | 一萬圓 |
| 税 九%七 | 税一〇% | 税一〇% | 税一〇% |
| 地代 三八〇圓 | 利息 二九七圓 | 年金 六一二圓 | 年金 四八六圓 |
| 賦課を例示す | 土地収入は價格形成中央委員会の答申に係る地代適正標準を執り、又税額は東京府に於ける | 同 右 | 契約年限を経過せば年金の支拂なし |

| 株 式 | 社 債 |
|-------------------------|-----------|
| 投資 一萬圓 | 投資 一萬圓 |
| 税 一〇% | 一〇% |
| 三九一圓 | 三八七圓 |
| 昭和十六年七月八日の時價に依る某郵船株を例とす | 某電力株を例示す |

四、一萬圓の元利金は何年使へる？

次の貯蓄機關に、夫々一萬圓を委託して毎年同額宛の金額を受領するとしたならば、何時迄其の元利金が保つかといふことを調査してみますと次のやうになります。

(イ) 即時年金との比較

| 種 目 | 元 本 | 毎年の受領額 | 費消し盡す年限 |
|---------|-------|--------|---------|
| 信 託(長期) | 一 萬 圓 | 六〇五圓餘 | 二三年六ヶ月 |

| | | | |
|--------------------|-------|-------|-----------------------------|
| 銀行定期 | 一 萬 圓 | 六〇五圓餘 | 二二年一ヶ月 |
| 銀行特別當座 | 一 萬 圓 | 六〇五圓餘 | 一九年一ヶ月 |
| 信用組合(都市) | 一 萬 圓 | 六〇五圓餘 | 二三年二ヶ月 |
| 郵便貯金 | 一 萬 圓 | 六〇五圓餘 | 二一年七ヶ月 |
| 郵便年金 (即時拂五十歳加入) | 一 萬 圓 | 六〇五圓餘 | 三十年でも四十年でも受取人が長命される限り終身間盡きぬ |

(ロ) 保證期間附即時郵便年金との比較

| 種 目 | 元 本 | 毎年の受領額 | 費消し盡す年限 |
|---------|-------|--------|---------|
| 信 託(長期) | 一 萬 圓 | 五九七圓餘 | 二 四 ヶ 年 |
| 銀行定期 | 一 萬 圓 | 五九七圓餘 | 二二年六ヶ月 |
| 銀行特別當座 | 一 萬 圓 | 五九七圓餘 | 一九年四ヶ月 |

| 種目 | 元本 | 毎年の受領額 | 費消し盡す年限 |
|---------------------|-----|--------|-------------------------------------|
| 信用組合(都市) | 一萬圓 | 五九七圓餘 | 二三年八ヶ月 |
| 郵便貯金 | 一萬圓 | 五九七圓餘 | 二一年一ヶ月 |
| 郵便貯金 (保証即時五十歳加入) | 一萬圓 | 五九七圓餘 | 終身間盡きず 二十年間は受取人が死亡しても支拂を保証されてゐる。 |

(八) 据置一時拂郵便年金との比較

| 種目 | 元本 | 毎年の受領額 | 費消し盡す年限 |
|----------|-----|---------|---------|
| 信託(長期) | 一萬圓 | 二、二六〇圓餘 | 一五年三ヶ月 |
| 銀行定期 | 一萬圓 | 二、二六〇圓餘 | 一二年六ヶ月 |
| 銀行特別當座 | 一萬圓 | 二、二六〇圓餘 | 七年七ヶ月 |
| 信用組合(都市) | 一萬圓 | 二、二六〇圓餘 | 一四年七ヶ月 |
| 郵便貯金 | 一萬圓 | 二、二六〇圓餘 | 一一年六ヶ月 |

| 郵便年金 (据置一時拂) | 元本 | 毎年の受領額 | 費消し盡す年限 |
|-----------------|-----|---------|-----------------|
| | 一萬圓 | 二、二六〇圓餘 | 終身間政府から支拂を受けられる |

備考—据置期間は年限に含まれておません。又、年金は二十歳加入五十歳支拂開始を例としてあります。

(二) 保証期間附据置一時拂郵便年金との比較

| 種目 | 元本 | 毎年の受領額 | 費消し盡す年限 |
|----------------|-----|---------|------------------------------------|
| 信託(長期) | 一萬圓 | 一、八六二圓餘 | 一九年一ヶ月 |
| 銀行定期 | 一萬圓 | 一、八六二圓餘 | 一五年一ヶ月 |
| 銀行特別當座 | 一萬圓 | 一、八六二圓餘 | 九年五ヶ月 |
| 信用組合(都市) | 一萬圓 | 一、八六二圓餘 | 一八年一ヶ月 |
| 郵便貯金 | 一萬圓 | 一、八六二圓餘 | 一四年七ヶ月 |
| 郵便貯金 (保証据置) | 一萬圓 | 一、八六二圓餘 | 終身間盡きず。特に二十年間は受取人が死亡しても支拂を保証されてゐる。 |

五、投資の過去、現在、將來

今までの數字乃至は説明で、郵便年金の利廻りが決して悪くない。否、寧ろ非常に優れてゐることを御諒解になつたことと思ひます。

然し、更らに他に例證を求められて、相場が當つた場合の株式投資とか、或は一時の經濟界の變調による物の値上りによる利益を以て、これと對照せられる方があるかも知れませんが、これは時代の變遷を解せざる痴人の夢の如きものであります。

自由主義、資本主義經濟の下では、投資の最大眼目はより多くの利潤の獲得でありました。つまり、投資した財産からあがる収益例へば、株式ならばその配當收入、土地家屋ならば地代家賃などの収入の他に、投資した財産價格の値上りなどを狙ふのを常としたのであります。要するに確實性を失はない範圍で、否、ある場合はそれさへも無視して高利廻りを追求したのであります。

事實問題といたしましても、つい近頃までは、唯、物さへ持つてゐれば何でも値上りをみないものではなく、人々はこれによる利益を滿喫し得たのであります。特に支那事變以來は國

家財政の膨張に伴ひ、公債の増加、通貨の膨張、物資需要の増嵩、貿易の變調などと種々の因果が相關聯して、物の價格の急騰の形となつて現れました結果、投資の高利廻り追求性が凡ゆる投資を投機的投資に駛らしめるやうな傾向さへ生むに至つたのであります。然し乍ら、この状態が不健全であることは申すまでもありませんし、利己的であり私益追求の見本のやうな投資方法が、現代の日本に不適當であることは勿論であります。

ところが、支那事變が漸時長期化するに従ひまして、次第に資材、勞力、資金等の需供に不均衡を生じまして、それが表面化してまゐりますと共に、國民生活確保等の建前から、徐々に各方面に對し統制の手が加へられるに至つたのであります。その結果、取引上の思惑とか投機の妙味といふやうなものは漸減するに至りました。殊に、價格統制、利潤統制や配當制限、或は會社經理統制令などの實施によりまして、投機とか、値上り目的の投資の妙味は殆んど滅殺されるに至つたのであります。この結果、さしも旺盛であつた株式熱とか、不動産などに對する投機的投資熱も、だん／＼下火となつてまゐりまして、人々の投資に對する考へ方も一變せざるを得なくなつたのであります。

然らば、今後の投資は如何にすべきかといふ問題であります。少くとも、徒らに高利廻

りを追求する思惑とか投機とかを離れて、國家的要求に基く方面への投資に進むべきであることは疑を容れません。現在は、自由主義的な利己中心の經濟時代ではないのであります。公益優先の新體制理念の下に、一億一體手をとつて共同の利害を以つて邁進すべきときであります。この秋に至つて猶ほ、投機とか思惑、或は高利廻り追求一點張りの獨占的利潤などと、甘い夢を追憶してゐるものは、結局新時代のバスに乗り遅れるのであります。時勢の進運に想を及ぼし、自由主義經濟から統制經濟へ、更らに計畫的經濟へ移行する情勢に對處する賢明な途を選ばなくてはなりません。

新しい時代に相應しい投資の狙ひは、先づ國家の繁榮を第一義として考へ、而して後適正利潤を求めることとあります。差當つての収益は尠くとも、國家の繁榮を考へての投資、謂はゆる投資報國の途を選ばなくては、結局は自分一個も繁昌することが出来ないものであります。日本なくしては己が一家も一身もなく、日本の繁榮なくしては一身一家の繁昌はないといふことを體認すべきであります。

斯様に考へてまゐりますと、郵便年金こそ新時代の投資として最適であるといふ結論が出てまゐるのであります。通常、一致をみない筈の有利性と確實性とを兼備し、然も國家の要

請する長期貯蓄の理想形體なのであります。また、郵便年金は、加入者の生活安定向上といふ本來の使命の他に、有利確實な投資として、また國民貯蓄策としての一石三鳥の效用をもつ、戦時下の最も秀でた貯蓄方法であるのであります。斯様な意味が普く理解されるに至りました結果が最近その加入者が著しく殖へてまゐつておりますが、特に注目すべきことは、近來錚々たる實業家とか資産家とかいはれる人達が、制度の趣旨や投資價値を認識して、その資産の一部を年金投資に向けて一家の最低生活をこれに託するといふ傾向が漸増してきたこととあります。こゝで、最近二三年間の郵便年金の新加入者の増加状況を、調べてみませう。(數字は、逓信省の發表による)

郵便年金新規加入者増加狀況

| 年 度 別 | 加入件數 | 同 百分 比 | 加入掛金額 (單位千圓) | 同 百分 比 |
|--------|---------|--------------|-----------------|--------------|
| 昭和十三年度 | 三八、九七六 | 八 | 一六、五七二 | 七 |
| 昭和十四年度 | 一一一、九七三 | 二二 | 三七、四九七 | 一六 |

| | | | | |
|----------------|---------|----|---------|----|
| 昭和十五年度 | 一七一、六一〇 | 三四 | 七一、一五八 | 三〇 |
| 昭和十六年度 十一月末 | 一八二、七六六 | 三六 | 一一四、四一二 | 四七 |

御覽の通り投資金額に至つては、昭和十六年度は十一月末までの八ヶ月だけで、既に昭和十三年度一ヶ年分の七倍に激増して居ります。此の著増傾向は實に日一日と上昇してゐるのでありますが、これらは、郵便年金が新しい時代の投資方法として如何に優秀であるかといふことを廣く世の中から認められた結果でありまして、國家社會の爲め洵に慶賀にたへない次第であります。

然らば、此の多くの人達は、どんな動機によつて、郵便年金に投資して、その生活をこれに託さうとしたのでありませうか。これは、最近の加入者五百人に對して、「何故郵便年金に投資したか」といふ問を發して、關係當局が蒐めたものださうですが、頗る示唆にとんだ統計でありますから、この章のむすびとして御紹介申し上げます。

◇考後の生活に不安を感じて資産の一部を年金投資をしたもの……………八二名

- ◇時節柄經濟界の見透しが困難なので一家の最低生活を年金で確保することに
したもの……………七八名
- ◇時局に依る營業不振に對處する爲盡きることのない年金へ投資したもの……………六三名
- ◇實子がない爲め資産の一部を政府の運用に託して年金で餘生を安樂にしたい
といふもの……………四八名
- ◇愛兒の將來の爲め又は嫁すべき娘の將來の爲めといふもの……………五五名
- ◇夫が病弱の爲め又は相続人が女子の爲め一家の確實な經濟的支柱を得る爲と
いふもの……………三二名
- ◇一時金の浪費を防ぐ爲め有利に運用する手段としてといふもの……………二八名
- ◇入り組んだ家庭事情の爲め年金の保護規定に安全を感じてといふもの……………二八名
- ◇子供の教育費を最も經濟的に捻出する手段としてといふもの……………九名
- ◇遺産分配の方法としてといふもの……………九名
- ◇崇高な制度の趣旨竝に事業の果しつゝある使命に感銘してといふもの……………六名

結 言

以上、郵便年金の大體について申述べました。恐らく、聰明な讀者諸君に於かれましては、既に郵便年金について充分な知識を得られますと共に、郵便年金といふものは到底われ／＼の手のとどかない高峯の花ではなく、存外手近かにあるものだといふことも、御理解になつたことと思ふのであります。

今や、南太平洋の一角は、英米の勢力殲滅の砲煙に包まれてゐるのであります。眞珠灣に於ける米國太平洋艦隊の全滅!!! 數十機の敵機撃破!!! フィリッピンの空襲!!! グアム、ウエーキ諸島の占領!!! 香港の攻略!!! ボルネオ油田の無血占有!!! マニラの陥落!!! 等々、日に／＼世界史上未曾有の燦たる戦果が、あるひは新聞、號外で、あるひはラヂオで、あるひはニュース映畫で、直接このわれ／＼の耳目に感激を傳へて呉れてゐるのであります。かくして竟に、暴戻飽くなき英米轉落の日が世界歴史の上に、必然的にやつて來るのであります。一體こんな壯烈な痛快事が又とあるでしょうか。皇軍の強いといふことは、何といふ

偉なことでありましょうか。そして、われ／＼は生きてその日を迎へ得るといふことは、何といふ幸福、何といふ感激でありましょうか。

そこでです、銃後のわれ／＼に荷せられた務であります。このことにつきましては充分の覺悟をもちまして、つまり云ひかへますと、前線に活躍されてゐられる將兵と同じ覺悟と決心とをもちまして、感激の裡に、立派に、やりとげねばならないのであります。その務めの中でも、特に大切なことは、貯蓄といふことであります。舊臘、大藏省の國民貯蓄奨励局では、この皇軍の赫々たる戦果に對しまして、銃後のわれ／＼は、何とかして感謝の氣持を表したい、それには皇軍への感謝の貯蓄をすることがよからうといふことになつたのであります。これは、皇軍の赫々たる戦果に對する感謝の念を國民貯蓄の上に具現し、以て戦時財政經濟の圓滿なる運行に寄與しやうといふのであります。

貯蓄にはいろ／＼な方法があります。無論どのやり方でもいゝのであります。すぐ引出せるやうな貯蓄では何にもならないのであります。國家が戦費を必要とすること、今日のやうに急な時代は未だ嘗つてなかつたのであります。それは昭和十六年度の百二十二億圓といふ龐大な豫算を見ましても、そして又、第七十七、第七十八の臨時議會が相次いで召集され

追加豫算案が二度までも提出されましたことだけでも、容易に領けるところであります。而も、戦はいつまでつゞくか、逆睹し難いのであります。

このやうな時代に於きましては、どうしても長期性のある貯蓄でなければいけないのであります。そういう意味から申しますと、郵便年金などは最適の貯蓄方法の一つであるといふことが出来るのであります。

昨年十月、郵便年金の強調が、全国的に計畫され実践されたことがあります。ところがこれが又、非常な好成绩をあげたのであります。この試みは従来、年金の勧誘は至難であるとされてをりました考へを、美事に粉碎したのであります。これは一體どういふわけかと、申しますと、前にも一寸申上げましたやうに、昭和十四年には郵便年金制度の上に幾多の佳秀な改正が加へられました。定期年金や保期間附の年金などの國民大衆に親しみ易い年金が出来て來たりなどいたしまして、郵便年金といふものが、だん／＼國民の間に理解されたといふことも一つの原因があります。また、投資といふ點から觀ましても、單に優れてゐるばかりでなく、個人主義的なそして射倖的なところがなく國家的であるといふことにも原因があります。それから、も一つの原因、これが一番大切なことではありますが、これは勧誘す

る人も勧誘される人も、未曾有の時局を認識して、とも／＼貯蓄報國を實行するといふ思想であります。われ／＼が、結言として云ひたいことも、至つて平凡で全くこれと同じであります。われ／＼は、一日も速く、そして一人でも多くの人に、この郵便年金が理解されまして、皇軍への感謝貯蓄として、どし／＼利用されるといふことに、なりたいものだと思ふのであります。(完)

製本控

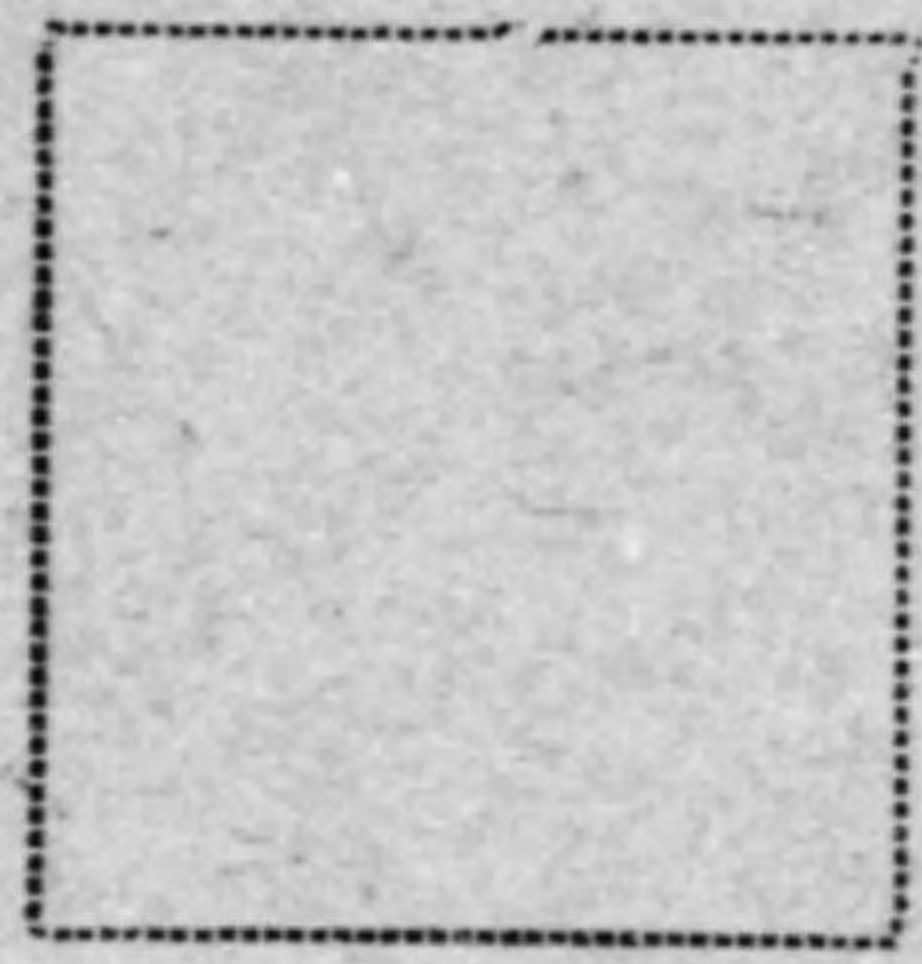
| | | | | | | |
|------|---|-----|---|---|---|---|
| 717 | 種 | 153 | 號 | 年 | 月 | 日 |
| 郵便年金 | | | | | | |
| 備考 | | | | | | |

二保二所六雄

123
 野好雄
 加藤保

昭和十七年一月三十日印刷
 昭和十七年二月五日發行

不許複製



著者兼
 發行者

印刷所

印刷者

佐野好雄

東京市小石川區原町十六

株式會社 加藤文明社印刷所

東京市神田區三崎町二ノ一二

加藤保

發行所 厚生

生經濟社

東京市小石川區原町十六番地
 振替東京八五七〇〇番

定價金七拾錢

(送料金八錢)

917
53



917
153

